

林家文書の小郡宿史料群

—— 宰判大庄屋と山陽道宿駅の運営 ——

中野 美智子

はじめに

萩藩領内の山陽道宿駅に関する研究としては、萩藩法令及び藩庁の編纂史料を基礎にした田中誠二氏による宿駅制の整備^①、小川国治氏による特権通行等の継送りと休泊^②についての考察がある。

山口大学図書館所蔵の林家文書については、前号の拙稿^③において林勇藏家の職歴と累積文書にみられる顕著な特色について考察を試みた。林家文書目録データベースは、二〇一一年春、林家所蔵の履歴関係史料^④の調査により、新たに歴代当主の職歴情報が得られたことを契機に、旧来の分類とは別に林家の役職との関連で分類する史料区分を行い、「史料構成」^⑤のデータ項目を設定して表記した。その際、累積文書群の中に伝存する天明く明治初年の五〇年にわたる小郡宿史料一九六点が、ほぼ大庄屋職のもとで作成・授受・保管されたものであることが明らかになった。

近世の山陽道（公称は中国路）は脇往還の位置づけで、幕府の通行規制が道中奉行の管轄のもとで適用された五街道とは異なり、各

領主に整備・管理運営がゆだねられた。宿駅の主機能は継送り（輸送）・と休泊（昼休みと泊り）を柱とし、幕府の規制もこの両機能に対して発揮された。

藤澤晋氏は『近世封建交通史の構造的研究』^⑥において、人馬使用上の特権を付与された公的な宿駅施設（宿駅常備伝馬人足定数と助郷）の利用を許可された通行身分に着目し、特権の内容とその形成過程を幕府規制の分析により解明した。その結果、幕府の設定した特権通行は、特権付与者・特権人馬賃銭・特権人馬数の格差によって、「幕府御用通行三類型」（朱印人馬無賃、証文人馬無賃、御用人馬御定賃銭）と「諸侯・家中人馬御定人馬賃銭通行類型」とで構成される体系的な階層構造をなし、それらの特権から除外された「一般庶民人馬相對賃銭通行類型」を併せて、近世封建交通の構造的な全体像の把握を提起した。

そして、特権通行継送り施設としての宿駅常備伝馬人足定数と助郷の設定について、山陽道全般を視野に入れ五街道との関連において把握するとともに、備中矢掛宿本陣石井家文書（現、岡山県立博

物館寄託)の宝曆から文化にかけての宿駅史料を中心に、実際通行の人馬使用形態と継送り側の経済的負担を特権通行類型別に検出することにより、通行者の特権の差異と経済的負担度との構造的関連性について「法的構造的」な実態把握による説明を行った。

上述の田中、小川氏の考察は、藤澤氏のこのような研究成果を踏まえたものである。

本稿は同様の視点に立ちながら、林家文書(山口大学図書館所蔵)の小郡宿史料群を対象に、萩藩の山陽道宿駅の主機能と特権諸通行による経済負担の構造化に着目して考察を試みる。

その場合、山口県文書館にも藩庁で編纂された特権通行関係の史料が若干伝存するので併せて検討したい。また、筆者が従前に関わった備中矢掛宿との比較も視野に入れて、脇往還山陽道に共通する法則性と多様性の把握を意識しながら考察を試みたい。

なお、林家文書は一部山口県文書館にも所蔵されており、その中に幕末維新期の継送りと宿駅の財政改革(仕組)に関する重要な史料が伝存する。

一 小郡宿史料群の構成と特色

1 大庄屋職と伝存史料

本稿で扱う林家文書の小郡宿史料群は、目録データベース上では一九六件(タイトル数)あり、これらは宿駅に関する役職において

作成・授受・保管された文書群で、小郡宿通行に関して村方で作成された史料は含まれていない。小郡宿は萩藩の地方支配機構である宰判制度の小郡宰判に所属し、下郷の津市に設置された。津市は宰判の要衝の地であり、勘場(宰判の役所、明治元年一月、裁判署と改称)もここに置かれた。

萩藩の財政帳簿の会計年度は当該年の九月～翌年八月迄である。原史料の表題に年度は必ずしも記載されない。目録データベースではこの点を補うため内容年次等を付与して年度を判断できる情報を提供している。これによって小郡宿史料群を年度別に区分すると、目録タイトル数による史料件数は次のようである。

- | | |
|---------------------------|-----|
| ①天明七年分(天明七年九月～八年八月) | 一件 |
| ②安政二年分(安政二年九月～三年八月) | 四二件 |
| ③安政四年分(安政四年九月～五年八月) | 一件 |
| ④文久元年分(文久元年九月～二年閏八月) | 九二件 |
| ⑤文久二年分(文久二年九月～文久三年八月) | 三件 |
| ⑥文久三年分(文久三年九月～元治元年八月) | 三件 |
| ⑦元治元年分(元治元年九月～慶応元年八月) | 一五件 |
| ⑧慶応元～二年分(慶応元年九月～二年八月) | 一三件 |
| ⑨慶応二～三年分(慶応二年九月～三年八月) | 五件 |
| ⑩慶応三～明治元年分(慶応三年九月～明治元年八月) | 七件 |
| ⑪明治元年九月～二年八月 | 二件 |
- 右の年度区分を林家履歴⁸⁾と照合すると、①天明七年分(二七八七

（八八）一一件は七代文左衛門が大庄屋に昇任した同年八月以降の一年分のものである。②から⑨は一〇代勇蔵に関するもので一八三〇点ある。そのうち②安政二年分（一八五五～五六）四二件は勇蔵が大庄屋に昇任した直後の一年分のものである。また、④文久元年分（一八六一～六二）九二件、⑦元治元年分（一八六四～六五）一五件、⑧慶応元～二年分（一八六五～六六）一八件も勇蔵の大庄屋就任期間のもので、勇蔵の大庄屋職にかかわるものは計一六七件ある。その外の⑤文久二年分と⑥文久三年分の計六件は非番大庄屋職、③安政四年分と⑨慶応三～明治元年分（一八六七～六八）の計一〇件は恵米方就任期間のものである。

このように林家文書に伝存する小郡宿史料群は当主の大庄屋職在任期間のものが主体を占める。恵米方については前述の拙稿で考察を試みたように、職制上は大庄屋補佐役とはいえ、大庄屋とのスライド交代制を常態とし、実質的な職務内容は宰判の修補制度を運用する今日の経理・財務の主管であったと考えられる。

山口県文書館所蔵の林家文書に伝存する小郡宿史料は四点（タイトル数）あり、そのうち明治四年六月「元治元子年より明治式巳年迄六ヶ年分 南吉敷部津市宿人馬賃銀仕詰帳」^⑨（袋表書による）は勇蔵の諸郡勸農方大庄屋在任中^⑩に作成されたもので、山口大学所蔵の元治以降（⑦～⑨）の史料の中核になるものである。明治二年一〇月、小郡宰判は小郡部（明治四年九月南吉敷部）に改称された。

以上のような小郡宿史料群の伝存状況は、「勘場役人」勇蔵と宰

判（部）管轄の山陽道宿駅小郡宿とのかかわりの重要性を示唆するものといえよう。祖父文左衛門の史料も勇蔵の判断により、後述する天明七年沙汰書に関して永久保存を行う意図があったものと推測している。

2 史料群の特性

小郡宿史料群のうち、大庄屋文左衛門の天明七年分、及び大庄屋勇蔵の安政二年分、文久元年分のそれぞれのまとまりには相互関連性があり、中心は大庄屋が作成した当該年度の「請払」決算書で、その外は「払」の内訳費目の証拠となる「仕出帳」「仕詰帳」「入目帳」「附立帳」等の帳面類である。それらの内容は宿駅の輸送機能のうち休泊（昼休みと泊り）と送迎に要した賄入目・諸入目についてのもので、継送りに関しては、それに要した諸費用は計上されているが、負担の中心となる人馬賃銀関係は一切含まれていない。通行者別の継送り人馬使用に関する記録も見あたらない。

その理由としては、萩藩領では継送り施設としての「助郷」を設けず、村方からの人馬出役は「足役押」（あしやくならし）と称して村民が負担する主要な夫役のひとつとして賦課され、出役人馬への賃銀支払いは「足役押帳」によって行われたことによるものと考えられる。但し、この足役押帳によって把握できるのは、村内畦頭の各組別に出役した人馬数とその補償額等である。

大庄屋作成の天明七年分決算書の表題は「長崎御奉行・公料御役

人・御銀送り・異国人其外通路諸入目受払御印判帳」で、内容は幕府御用通行のみであった。安政二年分以降の表題は「公料御役人様其外御通路入目帳」（文久元年分以降は「諸入目帳」となり、内容は幕府御用通行と大名通行を対象としたものである。文久三年分、元治元年分のものも伝存するが、内容はそれまでのものとは一変し、萩藩領の山陽道宿駅に大きな変動のあったことが伺われる。

また、文久元年分までは丸尾崎通行も含まれている。但し、継送りと同様に、街道通行における人馬賃銀に相当する舸子（水主）の賃銀関係は含まれていない。

丸尾崎港は岐波村内の岐波浦南に位置する岬に設けられた新港で小郡宰判の管轄であった。上関から下関の中間地点にあたり、難船事件を契機に延宝七年（一六七九）幕府から築港を許可され、翌八年波戸が完成した。御番所が設けられて藩の役人を置き取締まりを行った。^⑪丸尾崎御番所役人は小郡宰判の勘場に配属され手当が支給された。^⑫小郡宰判は海上通行の特権通行者が寄港した場合は、一行の船と舸子を調達し進物の提供を行った。林家文書には一〇代勇蔵の大庄屋就任期間に当たる安政二年分・二通行五件、文久元年分・三通行六件の史料が伝存している。そのほかに丸尾崎御番所・硝煙蔵等の施設・道具修繕関係など一〇件の史料がある。

本稿は、以上のような小郡宿史料群の特性に着目して、特権諸通行の休泊と経費負担の構造を中心に検討することとした。

二 天明七年の特権通行休泊補償の定法化

1 小郡宰判への沙汰書

前述の天明七年分（一七八七〜八八）の大庄屋決算書（御印判帳）は表紙に「大庄屋元」と明記され、同年九月付けのものである。「御印判帳」とあるが、奥書に大庄屋、算用方、小郡代官の署名・印判はなく、控のようである。

この文書は虫損等による痛み、劣化が進んでいるが、冒頭に重要な文書が書き留められている。それは、七代文左衛門が大庄屋に昇任した同年八月の直前、七月付けで、萩藩当職^⑬裏判役・椋梨半兵衛^⑭から小郡宰判代官・乃美五郎吉宛て出された次の「覚」である。解説には木部和昭教授の御教示を得た（「」内は虫損のため推測による判読）。

覚

一米五拾三石七斗定

内、四拾壹石七斗 下郷

拾貳石

三拾四石

但、長崎御奉行、御勘定方御普請役通路入目并二御茶屋作

事入目六石共二右之辻

拾五石九斗

但、大公儀御役人、御銀送り等同断

三石八斗

但、異国人同断

右下筋御大名并二長崎御奉行御通路、大公儀御役人、御銀送り、異国人等通路、御茶屋作事入目共ニ其度毎兩人所申出、公米銀被立下来候處、入用ニ而も区々、其上地下向諸沙汰簡ニ被仰付度、於郡方此内年々之抔彼是詮議之上、前書之辻年々定法ニして九月より翌八月まで一勘定江対し御代官所江渡切を以被相任候条、いか様共於御代官所諸事小詰被遂詮議、右御仕渡を以年々過不足之義ハゆり合せを以御間合候様ニ可有其沙汰候、尤御茶屋建替等大立候儀御仕渡「を以」不行届分ハ是迄之通兩人所被申出候ハ、評義之上其沙汰可被仰付候、此証抛物根物ニして一ツ書之辻米当未ノ秋より御本米之内払ニ相立遂御勘定候様ニ旁可有其沙汰候、御方御役交代之節ハ旁之趣後役々々江可被申伝候、以上

天明七未ノ

七月

棕〔梨〕半兵衛

乃美五郎吉殿

この沙汰書は、山陽道通行の長崎奉行、勘定役（方）普請役、御銀、幕府役人、異国人（オランダ商館長江戸参府¹⁶）のいわゆる幕府

御用通行、及び九州の参勤交代大名を含めた特権諸通行の「通路入目」補償仕法についてのものである。「通路」は萩藩領の常用語で通行と同義である。但し、「通路入目」の内容範囲が特権諸通行の継送りと休泊にわたるものかどうかは検証が必要である。

沙汰書の趣旨は、右の「通路入目」について、従来は宰判からその都度藩の蔵元兩人役に申し出て公米銀の支給を受けてきたが、詮議を経たうえ、手続きの簡素化を図るうえからも、小郡宰判（代官所）に対し天明七年（一七八七）秋以降、「御本米之内」から米五三石七斗（御茶屋作事入目六石を含む）を毎年「定法」として支給するというものであった。「御本米」（本勘米）は年貢として収納された藩庫の公米である。文面から従来の経費支弁のあり方を改め、新たに補償仕法を沙汰したことが明らかである。

ついでには代官所、つまり宰判の責任で運用し過不足を調整するとともに、この基本額で不足するような御茶屋建替等の高額入目の案件は従来どおり蔵元兩人役に届け沙汰を得ること、この沙汰書を「根物」、根本の証抛物として天明七年秋から「勘定」（請払）をすること、後任の役人へ申し送りをすることなどが通達されている。

小郡宰判は天明六年一月徳地宰判とともに三田尻宰判へ合併され、寛政二年（一七九〇）七月復活した¹⁷。折から田中誠二氏により著書『近世の検地と年貢』所収の「萩藩郡村費の研究」¹⁸において解明された「天明六年仕法替」の時期に当たる。

天明六年実施された萩藩郡村費の仕法替（仕組、行政改革を伴う

財政改革)の柱の一つは期限付き「寄せ宰判」で寛政二年には以前に戻された。もう一つの柱は郡村費そのものの仕法替えであった。¹⁹⁾右の沙汰書もその趣意からこの改革の一環であったと考えてよいのではないだろうか。とすれば天明七年分の小郡宰判「印判帳」は、郡村費改革のただ中に、山陽道特権通行の経費補償について実施された「定法」を受けて作成されたものであり、かつ郡村費「大印帳」のような「御用印帳」²⁰⁾の性格をもつものであったと考えられる。

なお、沙汰書に掲げられた個別の幕府御用通行は小郡宿の常連であり、当然のことながら同時期の備中矢掛宿とほぼ共通する。主要通行の用務・特権等を藤澤前掲書によって要約しておきたい。²¹⁾

まず、長崎奉行は遠国奉行中もつとも重要な役職であり、大身の旗本で有能な士から選任され、離任後もほとんどは勘定奉行等の幕閣の要職に就任した。正徳四〜天保一四年(一七二四〜一八四三)の間は長崎在勤、在府各一人で毎年交代による江戸―長崎間を往来する赴任と帰府通行があり、供立人数は二〇〇人規模であった。但し、通行類型は「御用人馬御定賃銭通行」の類型で人馬使用上の特権としては無賃使用が認められず、正規の手続き(先触状)で発注した人馬のみ御定賃銭、それ以外は相対賃銭使用とされた。

次に長崎への勘定役普請役通行は、身分は御目見以下の軽輩で一行の供立も一〇人程度の小規模通行であったが、朱印人馬無賃通行に次ぐ「証文人馬無賃通行」(老中発行の証文)類型であった。明和元年(一七六四)以降、長崎奉行差添役人として各二人二組が長

崎で「勘定吟味」に従事し、長崎奉行と同様に毎年交代のための通行があった。

御銀のうち長崎御銀(唐金銀)は、主に長崎貿易運上銀大坂上納のため長崎奉行配下の者が付添役人として通行した。また、豊後・石見御銀はそれぞれの幕府領代官が徴収した支配所関係運上銀を配下役人が付き添い大坂上納のため通行したもので、いずれも小規模通行であったが、長崎奉行と同じ通行類型であった。

2 定法化による天明七年休泊経費と負担

— 山陽道備中矢掛宿との比較 —

天明七年分の「印判帳」では、新たな「定法」に基づいて、同年の小郡宿休泊経費の「受(請)払」決算が行われている。それを表1に示した。「請」は藩庫からの「御本米」五三石七斗から丸尾崎港の舸子役飯米分(舸子役は宰判内の浦方から船乗組員として徴発された夫役)が差引かれた残り五〇石一斗三升五合で、和市(相場)による銀換算で四貫二七一匁余であった。

「払」の費目は根拠となった別帳に基づいているが、当初のものであるためか帳面の記載様式・書き方は調えられていない。大名通行分が全く含まれていない理由は不明である。沙汰書の筆頭にある長崎奉行はこの年一〇月一日小郡宿昼休みの水野若狭守通行で、表2のような「払」であった。その費目のうち「賄入目」の内訳が表3である。このときは勘定役普請役と長崎御銀が同時通行してお

表1 幕府御用通行小郡宿休泊入目「請払」(天明7年分)

内 訳		御本米	依拠史料(表題・整理番号)		
請	長崎奉行通路入目、勘定方普請役通路入目 御茶屋作事入目6石	34.000 石	諸入目受払御印判帳	651-01	
	大公儀役人通路入目、御銀送り等通路入目	15.900 石			
	異国人通路入目	3.800 石			
	計 ①	53.700 石	諸入目受払御印判帳	651-01	
	軻子飯米現米払 ②	3.565 石			
	残 ① - ②	50.135 石			
同上、代銀 ③ [80文銭 和市暮拌表(俵)別 37.49匁替]	4,271.731 匁				
内 訳		入目銀(80文銭)	依拠史料(表題・整理番号)		
払	天明8.21, 下り	282.800 匁	諸入目受払御印判帳	651-01	
	天明8.421, 上り, 休	長崎勘定役・松長長三郎	51.850 匁	御休御賄仕出シ帳	631-01-10
		長崎普請役・萩野大八	20.950 匁	諸入目受払御印判帳	651-01
	天明7.9.8~8.7.1	公料役人	631.250 匁	賄間欠払帳 諸入目受払御印判帳	613-21 651-01
	天明7. [10.1], 上り, 休	長崎奉行水野若狭守	*2,044.200 匁	諸入目受払御印判帳	651-01
			[1,944.200] 匁	昼休受負仕出帳	631-06-01
	天明7.11.4, 上り, 泊	[唐金銀] 大坂へ	6.600 匁	諸入目受払御印判帳	651-01
計 ④		3,036.750 匁	諸入目受払御印判帳	651-01	
残	③ - ④ 遺残請払根帳へ受備被仰付	1,234.980 匁	諸入目受払御印判帳	651-01	

- 注) 1. 本表は林家文書の次の史料による。大庄屋は林文左衛門(7代)。
 ・「長崎御奉行・公料御役人・御銀送り・異国人其外通路諸入目受払御印判帳」大庄屋元(651-01)
 ・「長崎御勘定役・松長長三郎様、同御普請役・萩野大八様御休御賄仕出シ帳」本陣・三原屋助一郎、目代・福島屋清藏(631-01-10)
 ・「公料御役人賄間欠払帳」目代・福島屋・清藏(613-21)
 ・「長崎御奉行水野若狭守様御昼休受負仕出帳」年寄・戎屋久右衛門・西村治兵衛、目代・福島屋三郎右衛門(631-06-01)
 2. *印の長崎奉行通行の入目銀は「昼休受負仕出帳」より100匁増えているが、内訳等は不明。
 3. [10.1] は表2に注記した史料により修正。[唐金銀]は虫損による推定。
 4. 80文銭は萩藩の銭の匁表示による通貨。和市は相場のこと。銀換算は一旦通用銭に換算したものを銭和市(銀銭相場)90文(銀1匁=銭90文)により除して銀匁を算出する。払計銭3,036.75匁の銀匁は2,699.33匁(3,036.75×80÷90)となる。
 5. 「請残」の50.135石は113.943俵分(米1表約4斗4升)。

表2 長崎奉行・水野若狭守通行小郡宿昼休み入目(天明7年)

年月日	費 目	入目銀(間欠銀) (80文銭)	仕出帳・入目帳		
			作成者	表題(種類)	整理番号
天明7.10.1	賄入目(本陣・下宿)	1,339.900 匁	年寄・戎屋久右衛門 年寄・西村治兵衛 目代・福島屋三郎右衛門	御昼休受負仕出帳	631-06-01, 03
天明7.10.3	御茶屋昼休諸入目	279.990 匁	田中屋音五郎	諸入目仕出帳	631-06-02, 03
天明7.10.1	人馬所諸入目	47.800 匁	庄屋中	人馬所諸入目帳	631-01-09, 03
天明7.10.2	長沢駕籠建場・水茶屋入目	23.120 匁	庄屋・福田六三郎	入目帳	631-01-06, 03
天明7.10.1	割木松駕籠建場・水茶屋仕調入目	23.930 匁	庄屋・田中助九郎	入目帳	631-01-07, 03
	宿駕籠10丁新規仕調、古駕籠取締い	147.400 匁	目代・福島屋三郎右衛門	[仕出帳]	631-06-03
天明7.10	本締所諸入目	74.580 匁	大庄屋・林文左衛門	諸入目帳	651-01-08, 03
天明7.12.29	下市にて取次衆へ肴香仕構諸入目	7.300 匁	切畑屋貞助	諸入目仕出持り帳	631-06-03
天明7.10	入目銀 計	1,944.200 匁	大庄屋許	諸入目仕出持り帳	631-06-03

- 注) 1. 本表は林家文書の次の史料による。
 ・「長崎御奉行水野若狭守様御昼休受負仕出帳」年寄・戎屋久右衛門・西村治兵衛、目代・福島屋三郎右衛門(631-06-01)
 ・「長崎御奉行水野若狭守様御登御茶屋御昼休諸入目仕出持り帳」大庄屋・林文左衛門(631-06-03)
 ・「長崎御奉行水野若狭守様御登御茶屋御昼休二付諸御入目仕出帳」田中屋・音五郎(631-06-02)
 ・「長崎御奉行様御登之節人馬所諸入目帳」庄屋中(631-01-09)
 ・「長崎御奉行様御登り二付長沢駕籠建場・水茶屋御入目帳」庄屋・福田六三郎(631-01-06)
 ・「長崎御奉行様御通二付割木松御駕籠」建場・御水茶屋共二仕調入目帳」庄屋・田中助九郎(631-01-07)
 ・「長崎御奉行御通路諸入目帳」大庄屋・林文左衛門(631-01-08)
 2. このときの通行者の構成は、表3のように長崎奉行(宿割を含む)、唐金銀(長崎御銀)、勘定役普請役の同時通行で、総人数245人・馬2疋であった。
 3. 80文銭は萩藩の銭の匁表示による通貨。銀換算は一旦通用銭に換算したものを銭和市(銀銭相場)90文(銀1匁=銭90文)により除して銀匁を算出する。入目銀計1,944.2匁の銀匁は1,728.17匁(1,944.2×80÷90)、表1の2,044.2匁は1,817.06匁となる。

り、前日の長崎奉行宿割役人も含まれる。長崎奉行の本陣は「御茶屋」であったが、賄入目の別帳は作られていないので表3の「本陣」の賄いに含まれていると判断した。小郡宿には本陣(亭主・三原屋助一郎)施設があるが、このときは勘定役の宿である。表4は表1の「公料役人」のうち史料が伝存する目代・福島屋清藏分の内訳で、公料役人入目銀の約三分の二に相当する。賄い料は表3のように、長崎奉行、勘定役普請役、長崎御銀の区別なく、上(主人)

表3 長崎奉行・水野若狭守通行小郡宿昼休み「賄入目」収支(天明7年)

(単位: 匁)

内 訳	賄 入 目 (80文銭)			木銭米代払 (80文銭)			差引残 (80文銭)	下 宿	
	人数	1人分	計	人数	1人分	計			
唐金銀亭領	15			82.5	15	0.35	5.25	77.25	福島屋・清蔵
勘定役・松山惣十郎	上1人、2人立 家来7人	5.5 5.5	11.0 38.5	49.5	8	0.35	2.80	46.70	三原屋・助一郎
普請役・平田市郎次	上1人、2人立 家来3人	5.5 5.5	11.0 16.5	27.5	4	0.35	1.75	25.75	福島屋・清蔵
普請役・根元助九郎	上1人、2人立 家来3	5.5 5.5	11.0 16.5	27.5	4	0.35	1.75	25.75	戎屋・久右衛門
小 計	34			187.0	31		11.55	175.45	
長崎奉行									
宿割・大河原源吾	5	5.5	27.5				—	27.50	鳥屋・長左衛門
本 陣 [御茶屋]	33人(増4共) 馬2疋 厩衆9人	5.5 2.5 5.5	181.5 5.0 49.5				— — —	181.50 5.00 49.50	
小 計	42人、馬2疋		236.00					236.00	
[供立下宿]									
大河原喜左衛門	8	5.5	44.0				—	44.00	長井源左衛門
大河原仙左衛門	6	5.5	33.0				—	33.00	中屋・吉左衛門
宮崎市郎	5	5.5	27.5				—	27.50	新屋吉左衛門
笠原治左衛門	5	5.5	27.5				—	27.50	富屋・兵蔵
豊島半一郎	5	5.5	27.5				—	27.50	新屋・兵介
平田平右衛門	6	5.5	33.0				—	33.00	内田屋・平左衛門
佐野良左衛門	5	5.5	27.5				—	27.50	梅屋・源右衛門
高橋松甫	5	5.5	27.5				—	27.50	平田新助
藤本祐右衛門	2	5.5	11.0				—	11.00	かじや・庄吉
松野八平	5	5.5	27.5				—	27.50	鳥屋・長左衛門
今関弥右衛門	5	5.5	27.5				—	27.50	長井屋・庄蔵
津田判十郎	5	5.5	27.5				—	27.50	田中屋・久右衛門
中小姓衆	10	5.5	55.0				—	55.00	松本屋・吉五郎
中山角兵衛	8, 増3	5.5	44.0	3	0.35	1.05	—	42.95	中村屋・新右衛門
一ノ徒士	6	5.5	33.0				—	33.00	秋元屋・徳右衛門
二ノ徒士	5(増1共)	5.5	27.5				—	27.50	塩屋・市右衛門
三ノ徒士	6	5.5	33.0				—	33.00	みのや・元吉
一ノ手廻	5	5.5	27.5				—	27.50	西村屋・半右衛門
二ノ手廻	5	5.5	27.5				—	27.50	漆屋・伊左衛門
三ノ手廻	5	5.5	27.5				—	27.50	萩屋・伝八
四ノ手廻	5(増1共)	5.5	27.5				—	27.50	竹村屋・長右衛門
一ノ中間	4	5.5	22.0				—	22.00	角屋・庄八
二ノ中間	4	5.5	22.0				—	22.00	竹村屋・熊太郎
中間小頭	7(増2共)	5.5	38.5				—	38.50	小倉屋・新兵衛
宰領足輕衆	6	5.5	33.0				—	33.00	畳屋・喜左衛門
足輕小頭衆	5	5.5	27.5				—	27.50	長井屋・平右衛門
足輕衆	7	5.5	38.5				—	38.50	大黒屋・十郎右衛門
押之衆	6	5.5	33.0				—	33.00	堺屋・嘉七
陸尺之衆	8	5.5	44.0				—	44.00	こんにやくや・与右衛門
小 計	167		902.0	3		1.05		900.95	
長崎奉行 計	214		1165.5					1164.45	
合 計	245人、馬2疋							1339.9	

注) 1. 本表は林家文書の天明7年10月1日「長崎御奉行水野若狭守様御昼休受負仕出帳」(年寄・戎屋久右衛門・西村治兵衛, 目代福島屋三郎右衛門, 631-06-01)による。
 2. 長崎奉行の本陣[御茶屋]分は表2に注記した町方の「御昼休受負仕出帳」(631-06-01)による。
 3. 80文銭とその銀価換算方法は表1・2に注記した。本表の賄い科1人銭5.5匁は銀4.9匁、銭11匁は銀9.8匁となる。

一人銭一一匁、次(家臣)一人銭五・五匁で、上一人二人立であった。献立は記載されていない。また、長崎奉行の「木銭米代」の支払いはなく(但し、下宿一軒で増人数三人分支払い)、賄入目」が負担額となった。長崎御銀勘定役普請役は一人銭〇・三五匁(銭二八文)ずつ人数分を支払ったので、「賄入目」との差額(間欠銀^{あひかぎ})が負担額であった。その他の幕府関係役人(石見・豊後日田代官所御銀、代官所手代、長崎諸役人等)は表4で見る限り上・次の区別はなく、日田御銀を除いて「御定法」が適用され、昼休みの賄い料は一人銀二・五匁、泊りは銀五匁、献立は一汁三菜であった。これらの通行者の支払いも記載がなく「賄入目」が負担額となった。右のような収支計算による

表4 公料役人通行小郡宿「賄入目」(天明7年分, 目代・福島屋清蔵)

(単位: 匁)

No.	通行月日	通行者	行先	休泊	場所	献立	賄入目			
							人数	1人分	計	
1	天明7.9.08	長崎会所役人	大坂	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	4	2.5	10.0
2	9.22	日田役人	大坂	泊	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	3	5.0	15.0
3	9.27	石州大森役人	長崎	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	2	2.5	5.0
4	9.29	石州大森役人	大森	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	2	2.5	5.0
5	11.04	長崎役人	江戸	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	4	2.5	10.0
6	11.08	日田銀納才領	大坂	休	津市	一汁五菜・酒肴共	上下	7	2.5	17.5
7	11.28	日田銀納才領	大坂	休	津市	一汁五菜・酒肴共	上下	10	2.5	25.0
8	12.03	天草銀納才領	大坂	泊	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	6	5.0	30.0
9	12.04	江戸御本丸役人	江戸	泊	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	4	5.0	20.0
10	12.19	石州大森飛脚御用	大森	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	3	2.5	7.5
11	12.19	日田御用役人	徳山	休		御定法 一汁三菜・酒肴共	—	1	2.5	5.0
12	12.26	日田御用役人	日田	休		御定法 一汁三菜・酒肴共	—	1	2.5	5.0
13	天明8.1.01	長崎年寄	江戸	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	13	2.5	32.5
14	2.12	長崎倭物方役人	大坂	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	9	2.5	22.5
15	2.29	日田銀納才領	大坂	休	津市	一汁五菜・酒肴共	上下	9	2.5	22.5
16	3.19	大森代官所手代廻米御用	長崎	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	2	2.5	5.0
17	3.29	長崎役人	長崎	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	3	2.5	7.5
18	3.28	日田銀納才領	大坂	休	津市	川留め延引に付半賄	上下	10	2.5	25.0
19	5.04	日田銀納才領	大坂	休	津市	一汁五菜・酒肴共	上下	9	2.5	22.5
20	5.04	大坂糸割符年寄	長崎	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	6	2.5	15.0
21	5.18	堺糸割符年寄	堺	休	津市	川留め延引に付半賄	上下	4	2.25	9.0
22	7.09	石州大森代官所手代	大森	休	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	2	2.5	5.0
23	7.10	石州大森代官所手代	大森	泊	津市	御定法 一汁三菜・酒肴共	上下	2	5.0	10.0
賄入目 計						80文銭にして431.25匁				345.0

- 注) 1. 本表は林家文書の次の史料による。
 ・天明7年9月～天明8年8月「公料御役人御通路御賄帳」(目代・福島屋清蔵, 613-21)
 2. 目代・福島屋清蔵取扱いの天明7年9月～8年8月の1年分の通行である。
 3. 80文銭は銭の匁表示の通貨。表1・2の注記参照。

「払」合計は表1のように銭三貫三六匁余で、「御本米」代銀との「請払」は黒字となり、残りは宰判の根帳へ繰り入れられた。

表5は天明三年(一七八三)の「矢掛宿賄方償銀書上帳」の内容を示したものである。矢掛宿問屋・目代・組頭が連署し、大庄屋石井源二郎(本陣亭主)が取次いで領主の庭瀬藩役人宛提出された。安永・天明期は矢掛宿における山陽道通行者が定着し通行量が安定化した時期²²⁾である。

表示のように対象はこの時期常連の幕府御用通行に限られ、これをクラス分けして、それぞれの献立・賄い料と「木銭米代」(旅籠料)を定め、両者の差額を「償銀(問銀^{あい})」としてその負担方式についても示したもので、いわば矢掛宿「休泊賄い」の「定法」である。幕府御用通行のクラス分けは、通行類型に示される通行用務・特権の格式に、通行規模(供立)、通行頻度等が加味され格付けされたものである。

「木銭米代」は五街道において幕府が定めた特権通行者の休泊料金である。江戸時代初期の宿泊は人と馬の木銭(薪代)を支払い、旅行者は糶を携行して自分で調理した。その後、宿屋が用意する米を買って自炊し米代と燃料費を支払う木銭・米代形式の宿泊になり、木銭は燃料費に宿料を加算したものととして、元和三年(一六一七)には半額ずつとなった。延宝三年(一六七五)には従前の倍額となったが、木銭に主従の区別がつけられ、いわゆる「上(主人)一人二人立」「馬一疋二人立」の原則が立てられ、それぞれ三二文(従者(召

表5 備中矢掛宿の幕府御用通行休泊賄い方式（天明3年）

	通行者		献立	上下別	賄料1人分		木銭米代		償銀（間銀）
					休	泊	休	泊	
1	長崎奉行	上（主人）	二汁五菜・酒・吸物	上1人2人立 馬1疋2人立	4.6匁	8.6匁	56文	112文	差額不足分
	上使	上（主人）			2.3匁	4.3匁	28文	56文	
2	長崎奉行	次（家臣）	一汁五菜・酒・吸物	上下なし					
	上使	次（家臣）							
	代官								
	勘定役								
			一汁五菜・酒・吸物						
			唐金銀（長崎御銀）付添						
負担方式			庭瀬藩35%・郡中構60%・矢掛宿構5%						
3	豊後御銀付添		一汁三菜・酒・吸物	上下なし	1.5匁	2.5匁	28文	56文	休 1.5匁 泊 2.5匁
	石州御銀付添								
4	御銀付添戻り手代衆		一汁三菜（有合せ） 酒	上下なし	丁銭 80文	丁銭 130文	28文	56文	差額不足分 酒代1人5分
5	京都宮家・公家家来衆		軽き一汁三菜	上下なし	丁銭 80文	丁銭 130文	28文	56文	差額不足分
	日光・本願寺使僧衆 御料手代・前手代衆 豊後飛脚・石州飛脚								
負担方式			矢掛宿100%						

注) 1. 本表は備中矢掛宿石井家文書（岡山県立博物館寄託）の次の史料による。
 ・天明3年12月「矢掛宿賄方償銀書上帳」矢掛宿問屋・久兵衛、目代・和助、組頭・庄三郎、定兵衛連署、大庄屋・石井源二郎郎書。

表6 長崎奉行通行等備中矢掛宿休泊賄い収支（天明7年）

月日	通行者	「諸入用帳」			「休泊留」	
		賄人数	1人分	入用額	内 訳	支払旅籠銭
6.8	長崎唐金銀付添 勘定役・岡本庄蔵 普請役・平田恵十郎	上下13 人	休 2.3 匁	29.90 (13人×2.3匁)	勘定役上下8人	224 (28文×8人)
8.14	長崎唐金銀付添会所役人 中村七左衛門	上下4 泊	4.3 匁	17.20 (4人×4.3匁)	3箱	324
10.6	長崎唐金銀付添役人 松野仲吾・岡村瀬左衛門	上下15 泊	4.3 匁	64.50 (15人×4.3匁)	18箱（2箱付馬9疋） 9人（内御銀宰領3） 6人	840 (56文×15人)
10.7	長崎奉行宿割	上下5 泊	4.3 匁	21.50 (5人×4.3匁)	大河原源吾	280 (56文×5人)
10.8	長崎奉行・水野若狭守	上下206 (馬共)	泊 4.3 匁	885.80 (上1人×2×4.3匁) (本陣29人×4.3匁) (下宿171人×4.3匁) (馬 4×4.3匁)	本陣31人（上2人立） 下宿175人 31軒・171人 4（馬2疋、1疋2人立） 計 206人 増3人	11,312 (56文×202人) 180 (60文×3人)
10.8	勘定役・松山惣十郎 普請役・平田市郎次 普請役・根元助九郎	上下14 泊	4.3 匁	60.20 (14人×4.3匁)	7人 7人	448 370
10.6~10.8	4通行 計			1032.00		818
	長崎奉行陸尺雇出 助郷人馬触・他馬雇に遣人足賃銭 馬の敷蒲団、駕籠蒲団不足分損料 当日先荷物、夜中の蠟燭・明松 旅籠代金子両替間損		2.0 0.3	16.00 18.50 9.60 9.75 3.40	8人分 32枚 蠟燭15丁、明松30丁	
①	合計		(匁)	1,136.35		13,430
収支	②木銭米代支払額	(文)		12,760	丁銭 243人分	
	③同上、代銀（換銀費用103文共）	(匁)		123.89	通用98文	
	④差引 ①-③	(匁)		1,012.460		
負担割合	御上（庭瀬藩）より被下候分	60%		354.361		
	郡中構（庭瀬藩領諸村）	35%		607.476		
	宿構	5%		50.623		

注) 1. 本表は備中矢掛宿石井家文書（岡山県立博物館寄託）の次の史料による。
 ・天明7年11月「長崎御奉行水野若狭守様、御勘定役様、御普請役様御休泊留入用帳」
 ・御大名様并徳川家御役人様御通行天明年中之御休泊留」（袋表書）
 2. 上記「諸入用帳」には木銭米代支払額の内訳は記載されていないので、「休泊留」との違いは不明である。

仕之者)一六文であった。正徳元年(一七一―)には木銭は三五文と一七文、米代は泊り一人五合分、昼休み二・五合分でその土地の米値段で支払うことが定められ以後の基準になった。寛政七年(一七九五)この木銭に泊りと昼休みの区別がつけられ、昼休みは泊りの半額、上一七文、下(従者)八文に定められた。正徳・寛政の定めはその後慶応三年(一八六七)に廃止されるまで据え置かれた。²³⁾

矢掛宿の「木銭米代」は昼休み一人二八文、泊りはその倍額五六文で、幕府の定めた木銭に土地の米相場による米代を合わせるとおおよそ幕府規定に相当する額であり、長崎奉行と上使のみは上(主人)・馬とも二人立であった。小郡宿の「木銭米代」も天明期以降、矢掛宿と同額であった。

しかし、実際には旅宿が食べ物を調理して提供する食事付きの旅籠形式による宿泊がすでに広く普及しており、矢掛宿の場合も旅籠形式によるものであった。小郡宿も賄い料の額から同様であったことが分かる。

矢掛宿の献立は表5のように一汁三菜以上の本膳料理で、賄い料とともに五クラスに分けられていた。最上は①長崎奉行・上使の上一人分で献立は二汁五菜・酒・吸物、賄い料は二人立、昼休み四・六匁、泊り八・六匁であった。次は②長崎奉行・上使の家臣、勘定役普請役、長崎御銀(唐金銀)、代官で献立は一汁五菜・酒・吸物、賄い料は昼休み二・三匁、泊り四・三匁であった。以下、③豊後・石見御銀、④その帰途、⑤その他の幕府領(御料)役人、公家家臣

等に分けられ、献立・賄い料ともに表示のような格差が設けられていた。賄い料と通行者支払いの「木銭米代」との差額は償銀(間銀)となり、その負担方式は右の①と②のクラスは庭瀬藩三五%、郡中(庭瀬藩領村々)六〇%、矢掛宿(町)五%の割合、その他の③④⑤のクラスは矢掛宿の負担とした。

同時期の小郡宿賄い料の高額均一設定と矢掛宿の格差設定との違いは、大藩の萩藩(三六・九万石余)と小藩庭瀬藩(二万石)の差異ともいえるが、小郡宿においても天明七年の「定法化」以降、後述するように格差が設けられ、かつ改定が行われた。ちなみに同じ長崎奉行水野若狭守一行(長崎奉行供立―小郡宿二一人・馬二疋、矢掛宿上下二〇一人・馬二疋、総勢―小郡宿二四五人、矢掛宿二三人、各馬二疋)の宿泊経費を比較してみると、賄い料による相違はほとんどなく、負担の要因は低額の「木銭米代」にあった。

小郡宿(昼休み)では支払いはなく賄い目の計銭二貫四四匁余(表1)、銀に換算して一貫八一七匁余(表2の注3参照)が負担額となり、前述の「定法」により藩庫からの補填ですべて充当された。矢掛宿(泊り)の賄い料は表6のように計銀一貫〇三二匁、小郡宿の五七%に当たり、ほぼ昼休みと泊りの差(倍額)である。「木銭米代」は長崎奉行が四人分減、その外は人数分を支払ったが(計一三貫四三〇文)、銀に換算して一三七匁、賄い料の一三%にすぎず、その結果、差額八七%・八九五匁を庭瀬藩三五%・郡中六〇%・矢掛宿五%の割合で負担することとなった。

三 文政四年の長崎奉行通行

―防長路「宰判宿駅」における休泊の展開―

小郡宿のその後の休泊史料は前述のように約七〇年後の安政二年（一八五五）以降のものになる。そこで、その間の特権通行の実態を把握する手がかりとして、山口県文書館に伝存する事後に一件史料として編纂された文政四年（一八二二）長崎奉行土方出雲守通行の記録によって検討することにした。

この史料は長崎奉行土方が勘定役普請役とともに、文政四年八月下り、一〇月上りで江戸―長崎間を往復した際の先触状や証文の写し、萩藩内における送迎御馳走の指示、継送り後の注進状を事後（時期は不明）に書写（楷書）して一冊にまとめ、表題として「文政四年長崎奉行通行一件」が付されたものである。同種の史料としては享保元年（一七一六）鹿兒島藩主通行、天保八年（一八三七）公儀目付通行のものがそれぞれ田中、小川氏によって考察されている²⁴⁾。

文政四年のものは綴じ方が一部錯綜しているが、内容は注進状による簡潔な情報で、小郡宿をはじめ山陽道防長路（山口県）の主要な宿駅で展開された長崎奉行通行の概要を知ることができる。

表7に、全長三六里の防長路に設置された二一の山陽道宿駅のうち、特権通行者に慣用された関戸―下関間の九宿駅（この間に東から高森―花岡―福川―宮市―小郡―船木―吉田の七宿）について、宿駅のおかれた宿場（市町）と宿駅間の里数を示した。このうち本

表7 山陽道防長路（山口県）の主要宿駅

宿駅	宿場 市（村）・町	所属宰判 *支藩領	宿場の主要な施設（本藩のみ）					宿駅間里数 （正保国絵図）	里数 概数
			勘場	天下送り	御茶屋	本陣	脇本陣		
関戸	関戸市（関戸村）	*岩国藩						関戸―高森 4里17町20間	4.5
高森	高森市（下久原村）	熊毛宰判	小周防村	○	なし	○	*○	高森―花岡 4里19町	4.5
花岡	花岡市（末武上村）	都濃宰判	○	○	○	なし	なし	花岡―福川 3里19町10間	3.5
福川	福川市（福川村）	*徳山藩						福川―宮市 4里15町20間	4.5
宮市	宮市町	三田尻宰判	○	○	三田尻町	○	○2軒	宮市―小郡 4里22町40間	4.5
小郡	津市（下郷）	小郡宰判	○	○	○	○	なし	小郡―船木 4里27町50間	5
船木	船木市（船木村）	船木宰判	○	○	○	なし	なし	船木―吉田 3里32町	4
吉田	吉田市（吉田村）	吉田宰判	○	○	○	なし	なし	吉田―下関 5里4町	5
下関	赤間関	*長府藩							

- 注) 1. 本藩宿駅の主要な施設は天保12年の藩命による『防長風土注進案』による。但し、高森宿の*印は『周東町史』による。
 ・宮市宿本陣は中市の兄部家、脇本陣は新町の中村家と市川家。
 ・高森宿：本陣（相川家）、脇本陣（初めは金屋、明和期以降山本家）―『周東町史』（1979）
 2. 「天下送り」は「天下御物送り場御番所」のこと（本文参照）。
 3. 宿駅間里数は田中誠二『近世前期の山陽道』『山陽道 歴史の道調査報告書』（1983）による。
 ・依據史料は正保国絵図作成時の「大道小道并灘道舟路之帳」（慶安2年完成、山口県文書館所蔵）。
 ・安芸国境の小瀬川―関戸間は0.5里（23町40間）で、下関までの山口県内防長路は全長36里（36里1町）。
 4. 里数概数は注1により計算した。関戸―下関間は35.5里。
 5. 支藩領の宿場の施設は次のようである。
 ・関戸宿：本陣―『岩国市史 上』（1970）、本陣・脇本陣2―平凡社『山口県の地名』（1980）
 ・福川宿：本陣・脇本陣（いずれも福田家）―『新南陽市史』（1985）
 ・下関宿：本陣―東（伊藤家）、西（佐甲家）―平凡社『山口県の地名』（1980）、『下関市史 藩制―明治前期』（1964）

藩の宿駅については、『防長風土注進案』によって所属宰判と主要な宿駅施設を表示した。宿場である「市」は宮市の外は町分として村方から分離していない。

本藩の宿駅に三支藩領の宿駅（岩国藩関戸宿、徳山藩福川宿、長府藩下関宿）が交錯する。これらの宿駅施設は判明したものについて表の注5に記した。

表示のように本藩では山陽道が貫通する宰判の中心の市町、交通の要所に「勘場」（宰判の役所）とともに宿駅が設置されており、宿駅の基本施設として「天下御物送場御番所」（以下、天下送り御番所）と「御茶屋」もしくは「本陣」が整備されていた。前二者の施設は吉田・船木・小郡宿では慶安五年（一六五二）頃までに設置された。⁽²⁵⁾ 例外は熊毛宰判の東端、岩国藩領との境に位置する高森宿で、勘場と御茶屋は置かれず、本陣と脇本陣が設けられていた。⁽²⁶⁾ また、三田尻宰判の御茶屋は山陽道から離れた三田尻町に置かれたので、宮市町の本陣と脇本陣（二軒、表の注記参照）⁽²⁷⁾ がこれに代わった。天下送りは幕府御用の御状箱、御用物を継送るいわゆる「継飛脚」で、萩藩では「無賃の役負担」であった。⁽²⁷⁾ 「継飛脚」は証文人馬無賃通行類型に属し証文発行者により幕政上の重要な通信用務に利用され、山陽道では主に老中及び大坂城代と長崎奉行との間で取り交わされた。⁽²⁸⁾ 小郡宰判の天下送り御番所には藩役人から「津市御番所」役人（一名）が配置され勘場役人として手当を支給された。⁽²⁹⁾

御茶屋は藩直轄の公館で本来藩主と一族が公私にわたり利用する

施設であり、宰判管理下にあつて勘場に付属した。小郡宿の御茶屋は勘場の地方役人の中から「御茶屋番」が任じられて管理に当たり、手当が支給された。⁽³⁰⁾

三田尻宰判の御茶屋は岡田悟氏の研究によれば、専ら藩主とその一族に用いられ、門・玄関、番所棟、休泊用の「御座ノ間」（寢所・湯殿・雪隠を含む）、近習の詰所、台所等で構成されていた。⁽³¹⁾ 小郡宿の御茶屋も基本的な要素は共通していたようである。⁽³²⁾

本陣は御茶屋と異なり村役人や富商の屋敷が充てられた。⁽³³⁾ 小郡宿には御茶屋とは別に「本陣」も設置されていた。宮市宿本陣は御茶屋の特徴を備えたものであったが、同じ山陽道でも例えば矢掛宿本陣（国指定重要文化財）は経営者の本陣亭主の母屋に隣接して本格的な迎客施設（門・玄関及び主客専用の書院造り上段の間、鑑賞用の小庭・湯殿・上便所等の周辺施設）を備えた本陣を併設する。⁽³³⁾

防長路の主要宿駅間の距離は表示のようにほとんどは四〜五里の長い里程であった。矢掛宿本陣石井家文書には参勤交代大名の先触状を書留めた天明六〜文政一〇年（一七八六〜一八二七）の「御用留帳」（三五冊）⁽³⁴⁾ が伝存する。そのうち天明七・文政二年の宿駅利用状況によると、防長路宿駅の利用はほぼ表7の九宿である。⁽³⁷⁾

表8は文政四年長崎奉行通行の本藩宿駅における休泊・継送り・送迎御馳走等の概要で、表示したのはほぼ中央の宮市宿西部に位置する小郡・船木・吉田の三宿である。東部の高森・花岡・宮市三宿については内容が限られるので表の注6に記した。このうち小郡・

表8 文政4年(1821)8月長崎奉行・土方出雲守下り通行の概要

事項	小郡宿(小郡宰判)	船木宿(船木宰判)	吉田宿(吉田宰判)
	8.25 下り 休	8.25 下り 泊	8.26 下り 休
藩庁へ注進	8.25 代官・木村九郎兵衛「覚」	8.26 代官・林藤右衛門	8.26 代官・林藤右衛門
代官へ注進		8.26 周田市兵衛「付立」	8.26 村田七郎左衛門「附立」
到着・出発	巳中刻・午上刻 午前10時・午前11時	酉上刻・朝丑中刻 午後5時・午前2時	巳上刻・巳下刻 午前9時・午前11時
挨拶 進物(献上物) 宿札等	代官・木村九郎兵衛 肴一折、野菜一折 金100疋 宿札	代官・林藤右衛門 例之通野菜肴一折 金200疋 献上物に対し被下物 南簾1片	代官・林藤右衛門 有り合せの魚野菜一折 金100疋 宿札 南簾1片 小休所の酒屋へ
総人数(供立)	222人(前日共)	239人(前日11人)・馬2疋	243人(前日11人)・馬2疋
下宿	31軒	31軒(前日2軒)	34軒(前日2軒)
牽馬	2疋	2疋	2疋
継人足	747人	798人(前日33人)	645人(前日23人払)
継馬	75疋	87疋(前日4疋)	58疋(前日4疋払)
宿駕籠	[記載なし]	47挺(前日1挺)	56挺(前日2挺払)
長崎奉行 本陣	御茶屋	御茶屋	御茶屋
賄献立 上1人	二汁五菜 酒・吸物・肴 生菓子・挽茶(抹茶)	二汁五菜「先格之通」 酒・肴三種 生菓子・干菓子・挽茶(抹茶)等	二汁五菜 酒・肴三種 生菓子・干菓子・挽茶(抹茶)等
旅籠代 上1人	記載なし	[記載なし]	旅籠代 56文払
賄献立 供立	一汁五菜 酒・吸物・肴	一汁五菜 酒・肴二種 木賃米代 1人56文宛払、上下なし	一汁五菜 酒・肴二種 旅籠代 1人28文宛払
旅籠代	[記載なし]		
勘定方(勘定役)	[原田又四郎]	原田又四郎 上下7人	原田又四郎 上下7人
賄献立 上1人	長崎奉行に同じ	長崎奉行に同じ	長崎奉行に同じ
下分	長崎奉行供立に同じ	長崎奉行供立に同じ	長崎奉行供立に同じ
旅籠代	[記載なし]	長崎奉行供立に同じ	長崎奉行供立に同じ
普請方(普請役)	[木村甚十郎]	木村甚十郎 上下4人	木村甚十郎 上下4人
賄献立 上1人	長崎奉行に同じ	長崎奉行に同じ	長崎奉行に同じ
下分	長崎奉行供立に同じ	長崎奉行供立に同じ	長崎奉行供立に同じ
旅籠代	[記載なし]	長崎奉行供立に同じ	長崎奉行供立に同じ

- 注) 1. 本表は山口県文書館所蔵「文政4年長崎奉行通行一件」による。
 同年の土方上り通行は10月11日吉田宿休、船木宿泊、12日小郡宿休であった。
 2. 代官への注進は宿駅の「天下御物送場御番所」に配置された宰判の「御物送寺社方」役人で幕府の「継飛脚」を扱う。小郡宰判は上り下りとも代官の注進状のみである。
 3. 土方出雲守の先触人馬数は前日立13人・2疋(軽尻)、当日立202人・32疋(本馬15疋・軽尻17疋)、計215人・34疋で、特権として御定賃銭での使用が許可されていた。
 4. 勘定方は証文人馬数2人・3疋を無賃使用、人足3人を御定賃銭で使用する特権が許可されていた。また、普請方は証文人馬は馬1疋のみ、ほか軽尻2疋、御定賃銭人馬1人使用の許可であった。
 5. 本史料は後の書写による編集本で、綴じ方が一部錯綜している。
 6. 本表の外に簡単な注進がなされている宿駅は次の3宿である。
 ・高森宿：8月23日本陣休、8月23日熊毛宰判代官・赤川九郎左衛門注進、午中刻(正午)着、進物・有り合せの魚野菜、賄い・上二汁五菜、次一汁五菜、宿札金100疋。
 ・花園宿：8月23日御茶屋泊り、8月24日都濃宰判代官・二保孫右衛門注進、夜5ツ(午後8時)着、朝6ツ(午前6時)出発、進物・有り合せの魚野菜一折、宿札金200疋。
 ・宮市宿：8月24日本陣見部(こうべ)家泊り、三田尻都合人(代官)・小倉宗右衛門8月25日注進、夜7ツ半(午後5時)着、朝7ツ半(午前5時)出発、代官進物・糶一捲・鯖切漬一壺、外に有り合せの野菜肴、宿札金200疋。

吉田宿は昼休み、船木・宮市宿は泊り宿に利用される傾向にあった。
 この表に掲げた各宰判代官の藩庁宛、及び天下送り御番所役人(「御物送寺社方」)の代官宛の注進状によって、高森―吉田間の本藩の主要な宿駅はいずれも宰判の責任で運営されていたことを確認できる。田中氏の指摘にあるように支藩領は管轄外であった³⁹⁾。これらの本藩宿駅は前述のように勘場所在地にあつて基本的な宿駅施設を備え、いわば「宰判宿駅」ともいべき輸送機関であった。
 長崎奉行の宿泊施設は「御茶屋」が本陣として使用された。但し、高森・宮市宿は前述のように「本陣」の使用であった。小郡宿では後述するように、御茶屋の提供に当たって特権通行者の格付けによる区別がなされた。
 休泊賄い料は注進状に記されていないが、献立の形式は長崎奉行、勘定役普請役とも三宿共通で上一人のみ二汁五菜の本膳料理、これにつけられる酒・肴と菓

子・茶に多少の違いがあり、小郡宿は酒・吸物・肴、生菓子・挽茶（抹茶のこと）、船木・吉田宿は酒・肴三種、生菓子・干菓子・挽茶であった。供立（次）はいずれも一汁五菜、これに小郡宿は酒・吸物・肴、船木・吉田宿は酒・肴二種がついたが、菓子・茶はなかった。前述の天明七年通行もほぼ同様であったと推測される。

旅籠料としての「木銭米代」は、長崎奉行・勘定役普請役とも、船木宿では泊りの「木賃米代」一人五六文を供立人数分について支払い、吉田宿では昼休み「旅籠代」として上は二人立五六文、供立は一人二八文の「木銭米代」を人数分支払った。船木・吉田宿の「木銭米代」は前述の矢掛宿と同額であり、幕府規定が山陽道に広く浸透していたことが知られる。小郡宿の場合は後述するように幕末期の实情から、注進状に記載がないだけで、近隣の宿駅と同額の「木銭米代」による同様の支払いが行われたと考えられる。

継送りにについても表8によってふれておきたい。長崎奉行の供立は二二〇〜二四〇人前後、牽馬二疋で天明とほぼ同規模であったが、特権付与により低額の御定賃銭使用を許された先触人馬二一五人三四疋（前日宿割分を含む）を大きく超えて実際通行では人足七〇〇〜八〇〇人、馬六〇〜九〇疋を使用した。これに対する支払い額は船木・吉田宿の前日宿割分のみ（小郡宿は記載なし）で、大規模使用人馬のほとんどを御馳走人馬として無賃で使用したことが明らかである。矢掛宿における人馬使用（天明期九通行平均、人足八八一人・馬八九疋、御定賃銭支払率人足一二％・馬四四％⁴⁰）と比較し

て、萩藩では規制はほとんどなかったに等しい。

このことに
関して田中氏は、天和三年（一六八三）の当職役による人馬賃銭支払いに関する指示と明和期の領内宿駅の人馬使用についての指示⁴¹を根拠に、萩藩では幕府御用通行だけでなく参勤交代大名を含めた特権通行継送人馬の全無賃

表9 長崎奉行通行の迎送御馳走（文政4年8月）

御馳走	小郡宿	船木宿	吉田宿
	8.25 下り 休	8.25 下り 泊	8.26 下り 休
代官	宿外れへ迎送 御茶屋にて挨拶、進物	市はずれへ迎送 御茶屋にて挨拶、進物	宿外れにて迎送 御茶屋にて挨拶、進物
先払	手子2人 宰判中	割小松より西見峠迄、手子2人、宰判中	船木宰判境西見峠より長府領境迄迄、手子2人、宰判中
先案内 勘定役案内 普請役案内 長崎奉行手附、宿割	庄屋1人 宰判中 地下人2人 宰判中 地下人2人 宰判中 地下人1人 宰判中	地下人脇差指2人 宰判中 地下人脇差指1人 宰判中 地下人脇差指1人 宰判中	地下人脇差指2人 宰判中 地下人脇差指1人 宰判中 地下人脇差指1人 宰判中
宰判境	両宰判境佐野峠・割小松へ役人1人宛	小郡・吉田宰判境へ山中與兵衛、駕籠脇より披露、挨拶あり	船木宰判境西見峠へ三輪九十郎、長府領境向へ山根文六、それぞれ披露あり
駕籠建(立)場	記載なし	吉見峠・逢坂両所 仕調	発駕時：周田市兵衛、駕籠脇より披露
御物送場御番所門前	通路時：高橋與左衛門	発駕時：周田市兵衛、駕籠脇より披露	到着時：村田七郎左衛門、披露あり
宿迎送	宿外れ：大庄屋・町年寄・目代・御茶屋入亭主	市中：本陣亭主・大庄屋 市はずれ：庄屋・年寄・目代	市中：厚狭宿庄屋・年寄・目代 吉田宿本陣入亭主・大庄屋 市はずれ：庄屋・年寄・目代
人馬所	見合役人 手子・庄屋・畦頭	見合・桑原清左衛門 手子・庄屋	見合・本間伝兵衛 手子・庄屋・年寄・目代等
川船渡場	[樞野川] 東津 見合役人、手子・庄屋・畦頭	木田川船渡場 桑原清左衛門 手子・庄屋・畦頭・川越 夫召連	吉田川船渡場見合・三輪九十郎 手子・庄屋・畦頭・人足等召連 厚狭川橋見合 手子・庄屋・畦頭・人足等召連

注) 1. 本表は山口県文書館所蔵「文政4年長崎奉行通行一件」による。
2. 小郡宰判の駕籠建場は、「長沢」（鏝鏡司村）と「割小松」（江崎村）の東西2か所にあった（表11, 12参照）。

御馳走使用を許容し、その経費を郡村費等で負担したことを示唆している。この問題については今後の検討課題としたい。

表9の送迎御馳走は、長崎奉行の格式に対応した萩藩の外交的な応対を示すものである。林家文書の小郡宿史料にはこれに関する記録が伝存しないので掲げた。表示のように送迎は宰判代官の挨拶・進物献上をはじめ、勘場役人（御番所役人、手子、大庄屋等）、宿役人等（年寄・目代、本陣・御茶屋亭主）、地方役人（庄屋）等の総出体制で、それぞれ宿端、宿内、宿外れ、宰判中（先払い、先案内）、宰判境の峠、駕籠建場、川船渡し場へ配置された。駕籠建場は休息のため眺望の良い地点等を選んで駕籠を止める場所やや小高くした芝地という。

四 寛政期の「定法」改定と休泊経費負担

1 「定法」改定による負担構造

文政四年からさらに三十数年後の安政二年（一八五五）、一〇代林勇蔵の大庄屋昇任までの期間もまた空白となるが、その後は大庄屋在職中に勇蔵が作成した特権通行休泊経費の年度別決算（「請払」とそれに関する一連の史料群が伝存するので、この時期の状況について検討を試みたい。

表10のように勇蔵作成の決算書は安政二・文久元・元治元年分の三冊（「公料御役人様其外御通路入目帳」、文久元年分以降は「同諸

入目帳」で、いずれも控である。文久三年度分は大庄屋山内休兵衛・高井三郎介作成の同種の史料で、この時恵米方の勇蔵が手元に保管していたものであろう。これらの史料は大庄屋、さらに小郡宰判の算用方、代官の署名がある。

重要なことは、「天明七年定法」の改定が行われ、特権通行休泊経費の補償仕法が改革されたことである。いつの時点で行われたかについては、次の二点を根拠に寛政期と判断した。

まず、「御本米」は天明七年から数年後の寛政五年（一七九三）の元米を基準に二歩引きで支給されていること、次に藤澤前掲書に引用された船木宰判大庄屋三戸貞右衛門の天保三年七月付「御願申上候事」⁴⁴（「船木宰判本控」所収）の冒頭に「船木御宰判大公儀御役人様御通路入目御任米、寛政年中より歩引を以被立遣候」とあることによる。この「定法」が船木宿を含めて、表7の本藩の「宰判宿駅」にどのように適用され、運用されたかについては今後の検討課題である。

安政二年分（一八五五―五六）の決算書には「郡配当米」請のうち「長崎御奉行様御干肴代」一石四斗の記載もれがある（同年分の「郡配当請払御聞印帳」林家文書六一〇―一〇七には当該費目の記載があるので理由は不明）。そこで、文久元年分（一八六一―六二）の「公料御役人様其外御通路諸入目帳」（同六一三―一七）によって示すと、改定の内容は費目の再編成と支給額の増額（六斗六升四合）であり、表10によって以後固定化されたことを確認できる。

表10 特権通行小郡宿休泊入目「請払」(安政2年～元治元年分)

費目		摘要	奥書役人
1. 安政2年分(安政元9～28)			
請	40.96400 石	公料役人・異国人通路, 入目・賄入目	寛政5年元米51.205石を2歩引, 本勘米被立下分 定法配当方より被立下分
	12.00000 石	大公儀役人・諸大名通路, 諸入目	
	52.96400 石	請米 計	
	3.756.312 匁	同上, 代銀	
払	4.344.228 匁	入目銀 計	和市 銀100目ニ付1.41石替
	5.15185 石	入目米 計	
	365.379 匁	同上, 代銀	
	4.709.607 匁	入目銀単(ひとえ) 合計	
残	953.295 匁	払過	
2. 文久元酉年分(文久元9～2閏8)			
請	40.96400 石	公料役人・異国人通路, 入目・賄入目	寛政5年元米51.205石を2歩引, 本米被立下分 定法配当方より被立下分 定法修補方より被立下分
	12.00000 石	大公儀役人・諸大名通路, 諸入目	
	1.40000 石	長崎奉行干看代	
	54.36400 石	請米 計	
払	7.051.102 匁	同上, 代銀	西暮「南御買直段」 銀100目ニ付0.771石替
	13.625.010 匁	入目銀 計	
	5.42820 石	入目米 計	
	704.047 匁	同上, 代銀	
残	14.329.057 匁	入目銀単(ひとえ) 合計	
残	7.277.955 匁	払過	
3. 文久3亥年分(文久2.9～3.8)			
請	40.96400 石	公料役人賄入目, 異国人通路入目	寛政5年元米51.205石を2歩引, 本米被立下分 定法配当方より被立下分 定法修補方より被立下分
	12.00000 石	大公儀役人・諸大名通路, 諸入目	
	1.40000 石	長崎奉行干看代	
	54.36400 石	請米 計	
払	7.947.953 匁	同上, 代銀	亥暮「南御買直段」 銀100目ニ付0.684石替
	4.208.655 匁	入目銀 計	
	2.90295 石	入目米 計	
	424.488 匁	同上, 代銀	
残	4.633.063 匁	入目銀単(ひとえ) 合計	
残	3.314.890 匁	払残り	窮民修補え差加被仰付候
4. 元治元年分(元治元9～慶応元8)			
請	40.96400 石	公料役人賄入目, 異国人通路入目	寛政5年元米51.205石を2歩引, 本米被立下候分 定法配当方より被立下分 定法修補方より被立下分
	12.00000 石	大公儀役人・諸大名通路, 諸入目	
	1.40000 石	長崎奉行干看代	
	54.36400 石	請米計	
払	8.006.480 匁	同上, 代銀	子暮「南御買直段」 銀100目ニ付0.679石替
	3.308.300 匁	入目銀 計	
	4.698.180 匁	払残	

- 注) 1. 本表は林家文書の次の史料による。
 ・安政3年8月「安政2年分 公料御役人様其外御通路御入目帳」(控, 613-20)
 ・文久2年閏8月「文久元酉年分 公料御役人様其外御通路諸入目帳」(控, 613-17)
 ・元治元年8月「文久3亥年分 公料御役人様其外御通路諸入目帳」(控, 613-19)
 ・慶応元年8月「元治元子年分 公料御役人様其外御通路諸入目帳」(控, 613-18)
 2. 「請」欄の「定法配当方」の費目は「郡配当請払御聞印帳」(安政2, 文久元・3, 元治元年分, 610-04～07)に記載があり, 「公料米銀(御入目)帳江請添被仰付分」と書き添えがある。
 3. 「定法修補方」の費目は「小郡諸修補請払御算用一紙」に記載がある。
 4. 「銀単」(ぎんひとえ)は, 米銀混合の計算を米を相場(和市)によって銀価に直し, 銀単一にして計算することをいう。
 5. 「御買米直段」は藩の公定米価で, 北前(日本海側)・南前(瀬戸内海側)の地域別に定められた。米銀換算の基準にもなる公定和市(相場)である。
 6. 安政2年分の「長崎奉行干看代」は「郡配当請払御聞印帳(610-07)及び「小郡諸修補請払御算用一紙」(530-56)には記載されているが, 上記注1の史料(613-20)にはこの年だけ記載がないので, 「請払」は史料のままとした。

一 米四拾石九斗六升四合
 右公料御役人様・異国人通路入目・御賄入目ニして寛政五年之元米五拾壹石二斗五合を二歩引ニして御本米被立下分請之
 一 同拾貳石
 右大公儀役人様・諸大名様方御通路諸入目, 定法配当方より被立下分請之
 一 壹石四斗
 右長崎御奉行様御干看代ニして定法修補方より被立下分請之
 一 五拾四石三斗六升四合
 改定後の費目と財源・請米高は、(1)長崎奉行をはじめ主要な幕府御用通行の「入目(諸入目)」及び「賄入目」に「御本米」から四〇石九斗六升四合、(2)その

他の幕府役人と参勤交代大名の「諸入目」に小郡宰判「郡配当米」から一二石、(3)「長崎奉行干倉代」に同じく「定払修甫」から一石四斗、合計五四石三斗六升六合を支給するというものであった。

(1)と(2)の費目は、特権通行者層の階層設定とそれに対応した経費補償方式が確立され負担の構造が決定されたことを示している。

(1)と(2)の石高分けはすでに天明七年沙汰書に見えており、「御本米」五三七七斗を四一石七斗と一二石に分け、前者に小郡宿所在の「下郷」村が記されていた。一二石分の財源は「御本米」から「郡配当米」に移され定法化されたことになる。天明七〜寛政五年の間は「定法」確立の試行期間であったともいえよう。

林家文書によると、各年度分の小郡宰判「郡配当請払御聞印帳」に「一同(米)拾貳石 右大公儀御役人様并二御大名様方御通路入目定法被立下分 公料御入目帳江請添被仰付分⁴⁶⁾」と記され、前掲決算書にその旨記帳された。更に各年度分の「吉敷郡小郡御宰判御蔵入・御撫育方・給領郡配当請払一紙」及び「同請払帳(清帳)の「払」費目に編入され「請払」が行われた。

(3)は新設費目で代官が献上する進物代等を名目に立てたと考えられ、財源は「定払修補米」であった。

なお、天明七年分の「請米」から丸尾崎舸子飯米(三石五斗六升七合)が現米で支払われていた。これについても仕法替があり、「郡配当」の「人馬賃銀貫立」の内で定額(五二三匁八分)が浦年寄六人に「海上御勤事其外船役多迷惑二付被立下分」として支給された⁴⁶⁾。

新規財源のうち郡配当米は宰判の基本経費(郡費)で、萩藩郡村費の財源の仕組み(構造)を解明した田中前掲論文「萩藩郡村費の研究」によれば、萩藩では年貢米の根廻し(百姓の名目四斗俵による納入)と俵廻しによる枅相(差額Ⅱ延米)から領主取り分(貢租の3%)の「延米」を取り去った残りが「弥延米」であり、これを財源として郡村費の郡配当(郡費)と弥延払(村費)に充当された。郡村費は弥延米では不足したため別途、石高割による勘場小貫(郡費)・地下小貫(村費)及び足役押し(夫役関係経費、人夫徴発から銀納へと移行)が徴収された⁴⁷⁾。

また、「修補米銀」は宰判の大庄屋元で統括される貸付米銀の運用利子を充当するもので、代官所の諸経費を中心とした「定払修補」(郡奉行管轄)と民政費として村・農民に還元された諸修補(代官所管轄)で構成されていた⁴⁸⁾。

寛政期の「定法」改定は特権通行者の階層設定による宿駅の休泊経費負担構造を決定するとともに、それを支える財源についても、田中氏が提起した萩藩郡村費負担システムに組み込まれることになったといえよう。

2 幕末期の幕府御用通行

寛政期改定の「定法」の内容と宿駅の休泊経費負担の実態を、具体的な通行に即して理解するために、萩藩で設定された特権通行の階層(クラス)別に検討することにした。

表11は定法改定に基づく安政二年分（一八五五～五六）の決算書の「払」費目の内訳を示したものである。天明七年分と比べて通行別の費目構成と根拠となる小割帳が整い、帳面形式が確立されている。文久元年分（一八六一～六二）も同様の形式である。

まず、定法の(1)に相当するのは表11の1長崎奉行・荒尾石見守と4長崎目付・岡部駿河守の二通行で主要な幕府御用通行である。一二項目にわたる費目について証拠となる諸入目帳・賄仕出帳類を表した。これによると一行の本陣である「御茶屋」の「賄入目」と「諸入目」は御茶屋に配置された勘場役人「御茶屋番」が仕出帳・諸入目帳を作成した。また、この両通行には「御代官様宿外御送り御立宿心付」銀八匁六分が「定法」として計上された。これは文久元年分も同額で前述の宰判代官の「迎送御馳走」出張に要した費用である。長崎目付、勘定吟味役も同額であった。一行の供立（家臣）が本陣三原屋を含めて宿場津市の町屋に分宿した「下宿賄入目」は町方が仕出帳を作成し、奥書に年寄二人と目代が連署した。

これら三種類の帳面はそれぞれ所定の収支計算が行われ、決算書の「入目銀」はその結果として負担しなければならぬ残り銀＝間欠銀であった。安政二年分（長崎奉行一貫二五六匁余、長崎目付七二〇匁余）は右の二通行で一貫九五六匁余、「払」総額の四一・五％を占めた。平均額（九七八匁余）においても安政二年分の赤字額（表10、九五三匁余）を上回った。

文久元年分は決算の「払」総額が一四貫三二九匁余（表10）となり、

表11 小郡宿安政2年分休泊入目「払」内訳

(単位：匁)

「払」内訳	入目額 (間欠銀)	小 割 帳				
		日 付	表題 (種類)	作成者	整理番号	
1 安政2.10.21 長崎奉行・荒尾石見守 上り 御茶屋 昼休						
御茶屋昼休賄諸入目	秋本源太郎	208.210	安政2.10.21	賄仕出帳	御茶屋番・秋本源太郎	631-09-08
御茶屋内夫・通い并取纏い諸入目	秋本源太郎	51.750	安政2.10.21	諸御入目帳	御茶屋番・秋本源太郎	631-09-05
津市下宿賄入目	町方	740.444	安政2.11	下宿賄仕出帳	目代・石井清作 年寄・三原屋助一郎 年寄・西村保兵衛	631-09-06
割木松駕籠建場仕調諸入目	江崎村	31.100	安政2.10	諸入目仕出帳	庄屋・高井忠右衛門	631-09-07
長沢 同上	陶村	29.700	安政2.10.20	諸入目附立帳	庄屋・福田栄作	631-09-01
今坂立宿番飯諸入目	江崎村	64.460	安政2.10	諸入目仕出帳	庄屋・高井忠右衛門	631-09-02
岩淵 同上	大(台)道村	23.600	安政2.10	番飯仕出帳	庄屋・上田新太郎	631-09-03
宮市にて宿駕籠締り宿賃諸入目	大(台)道村	16.000	安政2.10	宮市駕籠留諸入目仕出帳	庄屋・上田新太郎	631-01-03
東津川渡場仕構	下郷	51.500	安政2.10	東津川端入目附立帳	庄屋・林良平	631-09-04
御茶屋にて進物野菜代	紙屋・国蔵	6.350				
御無難御祈禱御初穂之分	正福寺	4.300				
代官宿外御送り立宿心付、定法	町方	8.600				
小 計		1,236.014				
2 安政2.12.29 石見漂着異国人9人・浜田家中付添 昼休						
津市昼休賄入目	三原屋・助一郎	80.000	安政2.12	賄仕出帳	本陣・三原屋助一郎	651-02
[天下御物送場] 御番所 [役人] 立宿	勇次	8.000				
乗駕籠其外諸入目	石井清作	54.100	安政2.12	諸入目仕出帳	目代・石井清作	651-03
今坂にて賄入目	江崎	35.200	安政2.12	諸入目仕出帳	庄屋・高井忠右衛門	651-04
小 計		177.300				
3 安政2.10.10 長崎与力その外 下り 休						
津市宿賄諸入目	町方	204.000	安政2.12	賄入目仕出帳	目代・石井清作 年寄・三原屋助一郎 年寄・西村保兵衛	631-01-02
4 安政3.4.3 長崎目付・岡部駿河守 下り 御茶屋 昼休						
下宿賄	町方	192.220	安政3.4.2	下宿賄仕出帳	目代・源八 年寄・三原屋助一郎 年寄・西村保兵衛	631-02-17
御茶屋賄入目	秋本源太郎	167.270	安政3.4.3	賄仕出帳	御茶屋番・秋本源太郎	631-02-09
御茶屋内夫通いその外細々諸入目	秋本源太郎	147.560	安政3.4.3	諸入目帳	御茶屋番・秋本源太郎	631-02-16

東津川渡り場仕調	下郷	51.500	安政3.4	東津川端入目附立帳	庄屋・林良平	631-02-10
長沢・割木松駕籠建場諸入目	陶村	29.700	安政3[4]	割小松諸入目仕出帳	庄屋・高井三郎助	631-02-12
	江崎村	31.100	安政3.4.3	水茶屋諸入目小日記帳	庄屋・福田栄蔵	631-02-11
岩淵・今坂にて役人諸入目	大(台)道村	51.100	安政3.4	[岩淵] 諸入目仕出帳	庄屋・上田新太郎	631-02-13
	江崎村	29.770	安政3.4	今坂立宿諸入目仕出帳	庄屋・高井三郎助	631-02-14
宿駕籠締り方船木行諸入目	左(佐)山	11.220	安政3.4.3	船木宿駕籠取締帳	給庄屋・伊藤伝右衛門	631-02-15
代官立宿心付の分		8.600				
小計		720.040				
5 長崎目付浅野一学、徒目付・小人目付 安政3.4 海上上り 丸尾崎仕構						
丸尾崎仕構廻子飯米その外諸入目(銀) 同上、2.99179石	岐波村	33.300	安政3.4	諸役船廻子飯米・番飯米・ 蠟燭代共入目仕詰帳	庄屋・部坂恒兵衛	631-10-02
進物肴代 [鯛3折6枚]	岐波村	32.500	安政3.4	進物肴代銀仕出帳	浦年寄・伊藤亀蔵、庄屋・ 部坂恒兵衛	631-10-03
進物野菜 6折	紙屋・国蔵	27.400				
小計		93.200				
6 毛利左京亮 安政3.8.18~8.20 海上上り 丸尾崎仕構						
丸尾崎諸仕構諸入目(銀) 同上、1.06074石	岐波村	7.555	安政3.8	入用蠟燭代・番飯・廻子 飯米人別渡し帳	庄屋・部坂嘉兵衛	621-20
進物肴代	岐波村	15.700	安政3.8	仕入肴代間欠仕出帳	浦年寄・伊藤亀蔵、庄屋・ 部坂嘉兵衛	621-21
進物野菜代	紙屋・国蔵	5.200				
小計		28.455				
7 安政3.8.24 伊沢謙吾 蕃所調所出役 下り 昼休						
東津川渡り大儀に付仕調入目	下郷	51.500	安政3.8	東津川端入目附立帳	庄屋・林良平	631-01-11
8 [安政2.9~3.8 公料・京家等役人、開合せ飛脚賃]						
卯9月~12月、公料賄仕出	目代・源八	65.960		公料・京家賄仕出帳		613-13
辰1~8月、同上	目代・源八	77.970	安政3.8	公料・京家賄仕出帳		613-14
諸方開合せ飛脚	目代・源八	15.000	安政3.8			
卯9月~辰8月、公料賄仕出	目代・石井清作	205.059	安政3.8	公料役人外賄仕出帳	目代・石井清作	613-15
諸方開合せの外小々(細々)仕出	目代・石井清作	81.100	安政3.8	諸飛脚賃仕出帳	目代・石井清作	506-02
卯9月~辰8月、公料役人賄入目	三原屋・助一郎	864.680		公料賄仕出帳	本陣・三原屋助一郎	613-36
[辰1~8月]、同上	三原屋・助一郎	135.330	安政3.9	公料賄仕出帳	本陣・三原屋助一郎	613-37
小計		1,445.099				
9 [安政2.10.25~安政3.8.8 参勤交代大名]						
松平大隅守 下り 泊	秋本源太郎	[41.350]	安政2.10.25	諸入目帳 [差引仕詰]	御茶屋番・秋本源太郎	631-01-13
細川越中守 上り 泊	秋本源太郎	[78.220]	安政3.2.24	諸入目帳 [差引仕詰]	御茶屋番・秋本源太郎	632-05-01
毛利讃岐守 下り 昼休	秋本源太郎	[37.050]	安政3.2.29	諸入目帳 [差引仕詰]	御茶屋番・秋本源太郎	621-18
松平下野守 下り 泊	秋本源太郎	[100.760]	安政3.3.19	諸入目帳 [差引仕詰]	御茶屋番・秋本源太郎	632-07-01
松平美濃守 上り 泊	秋本源太郎	[114.140]	安政3.8.8	諸入目帳 [差引仕詰]	御茶屋番・秋本源太郎	632-06-01
小計		228.820				
10 その他						
薩摩鹿兒島下り代官迎送り立宿心付、 定法	町方	8.600	安政2.12	賄仕出帳	年寄・三原屋助一郎、西 村保兵衛	651-02
卯2~12月、役人賄入目	台道村	49.600	安政2.12	大名其外通路番飯賄仕出 帳	庄屋・上田新太郎	631-01-12
毛利讃岐守、割小松駕籠建場仕調	江崎村	17.400	安政3.2	諸入目仕出帳	庄屋・高井忠右衛門	621-19
長崎奉行・長崎目付通行、勘場守所より	諸入目仕出	24.200				
小計		99.800				
長崎より西津製小筒その外江戸へ漕船廻子飯米1.09932石						
合計	銀計	4,344.228				
	米代銀	365.379	米5,151.85石 (2.99179石+1.06074石+1.09932石)			和市銀1匁につき1.41升替
	銀単(ひとえ)	4,709.607				

- 注) 1. 本表は林家文書の次の史料による。
・安政3年8月「安政2年分 公料御役人様其外御通路御入目帳」大庄屋・林勇蔵(控、613-20)
2. 小割帳は林家文書の当該史料である。表題は略記した。
3. 注1の史料には安政2年分「人馬所諸入目帳」(642-10)の計1436匁が計上されていない。
4. 参勤交代大名の「」印の個別額は表19の史料により補足した。これによる小計は371.52匁で142.7匁多い。
5. 細目の個別合計銀高は4,284.228匁となり60匁少ない。
6. 本表2の通行は大名の家中通行であるが、用務上本表8の公料役人と同等の扱いがなされたものであろう。3の通行とともに別帳が作成されているが、賄い料は8のクラスで、本銭米代の支払いはなかった。

安政二年の三倍に膨張していることから推測されるように、表12に示したクラス(1)に相当する一の幕府御用通行があった。通行者は従前からの常連である長崎奉行二(内、元年家族通行の主人は表17の海上通行)、勘定吟味役二、長崎目付二の計六通行に、新設の外国奉行・外国吟味役・外国目付一行の上下五通行(内、外国吟味役の文久二年通行は表17の海上通行)が加わり、これまでになく通行量であった。

このうち外国奉行は、安政五年七月海防掛を廃し、はじめて外

表12 文久元年分の幕府御用通行休泊入目及び「賄入目」割合

(単位：匁)

通行者 費目	長崎奉行		勘定吟味役		長崎目付	
	1	2	3	4	5	6
	文久元.10.10	文久2.7.14	文久2.2.18	文久2.7.9	文久2.3.25	文久2.4.24
	長崎奉行 岡部駿河守家族 御茶屋 休	長崎奉行 高橋美作守 御茶屋 休	勘定吟味役 岡田安房守 御茶屋 休	勘定吟味役 岡田安房守 御茶屋 休	長崎目付 妻木源三郎 御茶屋 休	長崎目付 有馬帯刀 御茶屋 休
①御茶屋賄入目	300.990	152.440	118.160	106.160	141.16	150.160
②御茶屋内夫・通い・掃除夫・諸買物代共	98.122	29.785	99.352	133.207	89.849	100.377
③下宿賄入目 [代官立宿心付共]		552.600	141.000	126.000	210.600	225.600
③下宿賄入目	* 725.333					
賄入目計 [①+②+③]	1,124.445	734.825	358.512	365.367	441.619	476.137
④割木松駕籠建場仕調	25.600	30.150	30.150	30.150	30.150	30.150
⑤長沢駕籠建場仕調		29.700	29.700	29.700	29.700	29.700
⑥今坂、立宿番飯		47.500	34.650	47.500	34.650	44.500
⑦岩淵、同上	4.000	36.800	56.400	35.150	62.800	37.400
⑧宮市宿駕籠締り方宿賃その外	44.000					
⑨船木宿、同上			28.500		29.300	
⑩東津川渡り場仕調諸入目	51.500	51.500	51.500	51.500	51.500	51.500
⑪進物野菜代	1.500	4.750	6.500	5.100	1.500	1.500
⑫御無難祈御初穂 中領社	4.3000					
⑬宮市人馬礼場出勤諸入目		29.450				
入目銀 (間欠銀) 合計	1,255.345	964.675	595.912	564.467	681.209	670.887
内、賄入目 %	89.6	76.2	60.2	64.7	64.8	71.0

通行者 費目	外国奉行		外国吟味役	外国目付	
	7	8	9	10	11
	文久元.9.1	文久2.1.12	文久元.8.29	文久元.9.3	文久2.1.12
	外国奉行 野々山丹後守 御茶屋 休	外国奉行 野々山丹後守 御茶屋 休	外国吟味役 立田録介 御茶屋 休	外国目付 小笠原撰津守 御茶屋 休	外国目付 小笠原撰津守 御茶屋 泊
①御茶屋賄入目	194.880	186.440	184.880	160.660	249.100
②御茶屋内夫・通い・掃除夫・諸買物代共	67.709	97.116	102.815	73.855	109.810
③下宿賄入目 [代官立宿心付共]	458.444		220.221	282.444	
③下宿賄入目		320.977			347.377
賄入目計 [①+②+③]	721.033	604.533	507.916	516.959	706.287
④割木松駕籠建場仕調		32.750	42.900		
⑤長沢駕籠建場仕調		29.700	29.700		29.700
⑥今坂、立宿番飯		48.150	36.150		30.550
⑦岩淵、同上	74.600	36.600		62.700	30.800
⑧宮市宿駕籠締り方宿賃その外		34.900			
⑨船木宿、同上	22.700			22.700	
⑩東津川渡り場仕調諸入目	13.000	51.500	51.500	13.000	13.000
⑪進物野菜代	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500
⑫御無難祈御初穂 中領社					
⑬宮市人馬礼場出勤諸入目					
入目銀 (間欠銀) 合計	832.833	839.633	669.666	616.859	811.837
内、賄入目 %	86.6	72.0	75.8	83.8	87.0

- 注) 1. 本表は林家文書の文久2年間8月「文久元酉年分 公料御役人様其外御通路諸入目帳」大庄屋・林勇蔵(控、613-17)による。
 2. 通行1~6の費目③の下段のものは、代官の送迎立宿心付「銀8.6匁」が含まれていない。通行7~11は送迎者が代官から下役の天下御物送場御番所役人に代わり心付は「銀6匁」で、下段の③はこれを含まないものである。
 3. 各費目の根拠となる小割帳は個別通行の53冊が伝存する。本表の注4~6の関係を除いて通行3の⑨、8の⑧、11の⑤を欠く。下宿帳は通行1の外は通行7・9・10 (632-02-01)、通行3・5・6・8・11 (532-03-01)、通行2・4 (631-03-07)の合冊3冊が伝存する。
 4. 費目⑦の小割帳は共通して伝存していない。
 5. 費目⑩の「川端諸入目仕出帳」(一括、631-01-01)には通行1・9・11の記載がなく、通行2と7の入目額は逆である。
 6. ⑪の野菜進物代は紙屋・国蔵から大庄屋宛請求の「覚」(631-01-14)に明細書が綴じられている。
 7. 通行1の③の*印は到着が2日延引になり、「迷惑間欠半方」として違約料金309.333匁が加算されている。また、通行7の②に入るべき夫賃銀錢20目(日雇頭増人数分)が加算されている。
 8. 通行4の⑤は「附立帳」(631-03-12)では24.7匁、10の⑨は「仕出帳」(632-01-03)では34.07匁である。

交を司る役職として設けられ、席次は遠国奉行の上、長崎奉行より上席であった。
 大庄屋林勇蔵作成の「諸御大名様・公料御役人様御通行名録」(林家文書六四一—〇一)によると、待遇については小郡宰判代官から萩藩当局に聞合わせ、従前の公儀目付通行(朱印人馬無賃通行類型)の「先例ニ而宜」との指示を得ていた。但し、送迎御馳走は代官下役の天下送り御番所役人によるもので、「御番所御立宿心付之分」として銀六匁(表12の③)供立下宿分の「賄入目」に編入、

外国奉行一行の文久二年帰府通行は記載がなく不明が計上された。小郡宿の進物野菜の御馳走は表12の幕府御用通行すべてに献上された。表13によって丸尾崎通行を含めてその内容を見ると、芋・大根・牛蒡等の根菜類にワラビ・竹の子・瓜といった季節の野菜や葡萄・九年母などの果物を取り合わせ

表13 小郡宰判の幕府御用通行進物

【小郡宿】		(単位：匁)	
通行年月日等	通行者	進物内容	入目
文久元.8.29下り	外国吟味役 立田録助	東いも 大根 牛蒡	1.5
文久元.9.1下り, 2.1.12上り	野々山丹後守	牛蒡 東いも 大根	3.0
文久元.9.3下り, 2.1.12上り	外国目付 小笠原拱津守	牛蒡 東いも 大根	3.0
文久2.1.18下り	勘定吟味役 岡田安房守	牛蒡7包 東いも4斤 人參10本	6.5
文久2.3.25下り	長崎目付 妻木源三郎	東いも わらび 牛蒡	1.5
文久2.4.24上り	長崎目付 有馬帯刀	竹の子 東いも ふき	1.5
文久2.7.9上り	勘定吟味役 岡田安房守	若根牛蒡 瓜5つ ささぎ(ささげ)代	5.1
文久2.7.14上り	長崎奉行 高橋美作守	牛蒡7包 うり3俵 ほう(葡萄)代	4.75

【丸尾崎港】			
文久2.1.13上り	外国吟味役 立田録助	東いも4斤 久(九)年母15 氷こんにやく50 牛蒡7包 丁字麩50 大根5本	10.15
文久2.9.30上り	長崎奉行 岡部駿河守	東いも12斤 牛蒡21包 大根27本 丁字麩150 氷こんにやく120 緒ゆば(湯葉)90	27.6

注) 1. 本表は林家文書の次の史料による。
 ・文久2.閏8月「覚」(紙屋・国蔵, 大庄屋宛, 631-01-14)
 2. 小郡宿は表12の①進物野菜代、丸尾崎港は表17の進物代(野菜干物)の内訳である。
 3. ささぎはささげ(豇豆)の変化した語、ほう(蒲桃)は葡萄の異名、九年母はミカン科の果樹(小学館『日本国語大辞典』第2版、参照)。
 4. 丸尾崎港の立田録助の野菜進物は表17の史料では次のようである。
 東いも350匁・牛蒡10把・麩100・氷こんにやく60、「野菜干物代」合128匁。

たもので、氷こんにやく等の乾物類も含まれていた。「定払修補」による支給の名目は長崎奉行干肴代であるが、このような萩藩伝統の献上品だけでなく、献立の食材、酒の肴代等にも充当されたのであろう。

文久元年分の通行別費目は表12のように一三にわたり安政二年分と変わりではなく、そのうち「賄入目」(宿料と食事賄い料)の費目は、①御茶屋賄入目、②御茶屋諸入目、③下宿賄入目の三費目で構成された。そのほかは東津川渡し場、割小松・長沢の駕籠建場等、宰判内送迎御馳走のポイント地点に関する入用が主なものであり、個別通行には継送り人馬に関する費用は含まれていない。

表示のように、文久元年分のクラス(1)主要な幕府御用通行の「賄入目」総額(①③の合計)は四〇〇〇〜七〇〇〇匁前後で休泊入目総額の六〇%以上、平均七五%を占めた。また、入目(間欠)額は合計銀八・五貫余で、文久元年分の「払」総額の五九%に達し、安政の四・七倍の高額であった。一一通行の平均「賄入目」は七七三匁余で、文久元年分赤字額(表10、七貫二七八匁)の一〇・六%にあたる。通行別では長崎奉行が銀一貫前後(家族通行を含む)の最高額で、外国奉行の八三〇匁余がこれに次ぐ額であった。

「賄入目」の収支計算を個別通行によってみると、すべて共通の形式で行われた。表14は長崎奉行二通行(安政二年一〇月荒尾・文久二年七月高橋)のもので、費目は「御茶屋賄入目」(表中「御茶屋賄」と「御茶屋諸入目」(表中「諸入目」、及び本陣・町屋に分宿した供立(家臣)の「下宿賄入目」の三本立てである。

「御茶屋賄入目」の内訳は、上(主人)一人分及び次(側近の家臣)人数分の賄い料と菓子代(ようかん、一人分銀二匁、数量は区々)である。「御茶屋諸入目」は宿駅が準備した御茶屋掃除夫等の人夫賃銀と人夫賄料、及び入用品(紙・布類、蠟燭・炭・割木等の燃料

表14 長崎奉行通行小郡宿昼休み「購入目」収支

(単位：匁)

費目	安政2.10.21 荒尾石見守上り 休		文久2.7.14 高橋美作守 上り 休	
	入目銀	摘要	入目銀	摘要
御茶屋膳	20.44	上1人・定法銭23匁	20.44	上1人・銭23匁
長崎奉行膳料 和市90文替	177.77	次1人・定法銭4匁×50目=200目	128.00	次1人・銭4匁×36人=144匁
供立膳料(御茶屋付) 和市90文替	10.00	5人前 定法被立下分	4.00	2人前 被立下分
計 ①	208.21		152.44	
【人夫賃銀】				
掃除(御茶屋内外、馬場筋その他)	69.00	34.5人 10月18~21日、4日間 日雇8+2+3+8.5=21.5人 日雇頭1×4=4人 障子張1人、御用辺2×2=4人 日雇夜詰2人、料理人夜詰2人 34.5人×1人2匁	51.70	22人 7月13~14日、2日間 日雇6+8=14人、日雇頭1×2=2人、 御用辺1×2=2人、計18人 18人×1人2.3匁=41.4匁 料理人2人×2=4人 1人2.5匁×4+増賃0.3匁=10.3匁 6人賃銀、1人0.8匁
仮番所建調、借物取寄せ				
当日内夫小遣、その外跡仕舞迄				
通い	5.60	7人賃銀、1人0.8匁	4.80	
小計	74.60		56.50	
【諸買物・借物損料】				
障子紙当日入用取繕い、手紙	3.10	8状、1巻	0.72	当日入用の半紙、手紙、各2帖
生麩	0.20	—	—	—
奉書紙	2.00	10枚	0.75	5枚
大のし	3.80	1包	—	—
挽茶代	3.00	—	3.00	—
尺長はし(箸)、長楊枝	1.20	—	0.60	2膳
鹿野(かの)茶	1.50	—	2.00	—
手ぬぐい、茶きん	5.87	ともにさらし布、4尺7寸、1尺1.25匁	3.50	さらし2.5尺
草履	1.50	芥[下](げげ)15足	0.80	8足
大そうけ(大箆)	0.70	1つ	—	—
きびほうき(黍箆)	0.50	2本	0.60	2本
下駄	1.05	3足	—	—
早風呂	0.80	1つ	0.75	1つ
雪平	1.80	1つ	—	—
ぬり杓子	0.20	2本	—	—
筵	1.60	2枚	—	—
縄	0.30	1把	0.50	2把
蠟燭	3.00	100目	1.60	前夜入用の油蠟燭代
すくも	0.30	—	0.30	—
炭	5.15	沢炭13貫400目	2.50	6貫目
空入茶碗	1.80	12	—	—
割木	7.00	14把	7.15	小割木11本
竹	—	—	0.40	1本
借物損料	12.65	—	12.50	—
小計	59.02	—	37.67	—
【人夫膳】				
当日本陣・御用辺・日雇頭・内夫小遣	13.44	計21.5人×2膳=44膳 夜詰4膳 計48膳 1膳3.5匁 計1.68斗 1升につき0.8匁替	21.04	計19人×2膳=38膳 夜5膳 計43膳 1膳3.5匁 計1.55斗 銀1匁につき7.15匁替
料理人				
通い				
計 (イ)	147.06		115.21	
宿札またはお茶代 和市90文替	6.20	宿礼金100匁 代銀18.67匁の3分の1立潰	6.27	御茶代金100匁 代銀18.8匁の3分の1立潰
木銭米代 和市90文替	59.11	上下185人・馬2疋(2人立)分 計190人分、5貫320文 上1人2人立、56文 次1人28文×184人=5貫152文 馬2疋(2人立) 28文×4=112文	49.155	上下153人・馬2疋(2人立)分 計158人分、4貫424文 上1人2人立、56文 次1人28文×152人=4貫256文 馬2疋 28文×4=112文
通行者払 小計	65.31		55.425	
定法諸村より助銀	30.00	御茶屋掃除夫料	30.00	掃除料
計 (ロ)	95.31		85.425	
差引残 [(イ)-(ロ)] ②	51.75	不足	29.785	不足
勘定役・三浦義十郎	42.00	上1人銭10匁、次1人銭4匁、 上下9人、上1人、下宿1軒	—	—
普請役・小比賀允助	26.00	上1人銭10匁、次1人銭4匁 上下5人、上1人、下宿1軒	—	—
長崎奉行供立(宿割を含む)	760.00	1人銭4匁×上下190人、下宿25軒	612.00	1人銭4匁×上下153人、下宿21軒 (馬2疋2人立計4人を含む)
馬	5.00	馬2疋×2.5匁、馬宿1軒	—	—
小計	740.44	計銭833匁の代銀	544.00	計銭612匁の代銀
代官立宿心付	[8.60]	表11参照、下宿膳仕出帳とは別立	8.60	
計 ③	740.44		552.60	
購入目計 [(①)+(②)+(③)]	1,000.40	内、通行者払 65.31匁・6.5%	734.825	内、通行者払 55.425匁・7.5%

注) 1. 荒尾石見守通行は林家文書の次の史料による。
 ・①：「長崎より御婦府之御奉行荒尾石見守様御茶屋御昼休ニ付御膳仕出帳」御茶屋番・秋本源太郎 (631-09-08)
 ・②：「長崎より御婦府之御奉行荒尾石見守様御茶屋御昼休ニ付諸御入目帳」御茶屋番・秋本源太郎 (631-09-05)
 ・③：「長崎御奉行荒尾石見守様御婦府御下宿御膳仕出帳」町方 (631-09-06)
 2. 高橋美作守通行は林家文書の次の史料による。
 ・①：「長崎より御婦府之御奉行高橋美作守様御茶屋御昼休ニ付御膳入目仕詰帳」御茶屋番・西村壯太郎 (631-08-02)
 ・②：「長崎より御婦府之御奉行高橋美作守様御茶屋御昼休ニ付諸御入目仕詰帳」御茶屋番・西村壯太郎 (631-08-01)
 ・③：「同 [長崎より御婦府之] 御奉行高橋美作守様御膳仕出帳」町方 (勘定吟味役と合綴、631-03-07)
 3. 「和市」は相場の意。萩藩は銀通用で銀銭相場を「銭和市」という。和市90文替は銀1匁=銭90文、銭の匁表示は80文銭(銭1匁=80文)をさす。銭23匁の銀換算は、23×80文=1840文、銭和市90文であるから、銀価は1840÷90=20.44匁となる。

代、茶代、借物損料等)であった。雇われた人夫の中に料理人二人が前夜から詰めており(日別賃銀二匁五分、増賃三分)、食事つきの旅籠形式による休泊が提供されたことを確認できる。

長崎奉行は儀礼としての下賜金一〇〇疋(名目は宿札あるいは御茶代、銀換算額の三分の一が入目に充当された)の外に「木銭米代」を旅籠料として支払った。そして、「御茶屋諸入目」とこの「通行者払」分とで収支計算が行われた(長崎奉行のみは「御茶屋掃除夫料」として諸村より助銀之分「三〇匁の助成があった」)。安政二年の総勢は、表示のように計二四一人・馬二疋(長崎奉行上一人、次一御茶屋五〇人、下宿一九〇人・馬二疋)、同行の勘定役普請役は上二人、次二人であった。一行の支払いは一九〇人分(上一人二人立・五六文、次一八四人分・一人二八文、馬二疋一・二二文・一疋二人立)で、計五貫三三〇文を「木銭米代」として「払下ケ」た。また、文久二年は奉行通行のみで総勢一八六人馬二疋、支払いは一五八人分(馬二疋を含む)であった。長崎奉行の支払いは八〇%前後であるが、両通行ともほぼ下宿供立分の支払いで、かつ幕末期にいたっても据え置かれたままの低額の「木銭米代」による支払いであったから、支払額は銭和市(銀

表15 外国奉行・外国吟味役・外国目付通行小郡宿昼休み「賄入目」収支

(単位:匁)

費目	外国奉行・野々山丹後守		外国吟味役・立田録助		外国目付・小笠原撰津守	
	文久元.9.1 下り 休		文久元.8.29 下り 休		文久元.9.3 下り 休	
	入目銀	摘要	入目銀	摘要	入目銀	摘要
御茶屋賄	22.220	1人銭25匁	22.220	1人銭25匁	22.220	1人銭25匁
次(供立) 賄料	146.660	1人銭5匁×33人	146.660	1人銭5匁×33人	124.440	1人銭5匁×28人
ようかん	26.000	13人前 被立下分	16.000	8人前 被立下分	14.000	7人前 被立下分
計 ①	194.880		184.880		160.660	
諸入目	42.700	計16人+通い6人	70.300	計28人通い6人	49.600	計19人+通い6人
入夫賃銀	36.700	諸買物13件、損料11.5匁	35.650	諸買物14件、損料11.5匁	31.390	諸買物10件、損料11.5匁
諸買物・借物損料	26.720	計42賄	26.720	計42賄	26.720	計42賄
人夫賄						
計 (イ)	106.120		132.670		107.710	
通行者払	3.133	茶代金50疋 代銀9.4匁の3分の1立潰	3.133	茶代金50疋 代銀9.4匁の3分の1立潰	3.133	茶代金50疋 代銀9.4匁の3分の1立潰
木銭米代・旅籠料	35.278	上下67人分 銭3貫175文	26.722	上下45人分 銭2貫405文	30.722	上下52人分 銭2貫765文
計 (ロ)	38.411		29.855		33.855	
差引残 (イ)-(ロ) ②	67.709	不足	102.815	不足	73.855	不足
下宿賄入目	—	—	—	—	62.000	上1人銭11匁・次1人銭5匁 上下10人、上2人、下宿2軒
小人目付	—	—	—	—	64.000	上1人銭11匁・次1人銭5匁 上下8人、上4人、下宿2軒
供立	509.000	上1人銭11匁、次1人銭5匁 上下91人、上9人、下宿14軒	241.000	上1人銭11匁・次1人銭5匁、 陸尺1人銭4匁 上下43人、上5人、下宿6軒	185.000	1人銭5匁×37人、下宿[6]軒
御番所立宿心付	6.000		6.000		6.000	
計 ③	458.444	計銭509匁の代銀+6匁	220.221	計銭241匁の代銀+6匁	282.444	計銭311匁の代銀+6匁
賄入目計 [(1)+(2)+(3)]	721.033	内、通行者払 5.3%	507.916	内、通行者払 5.9%	516.959	内、通行者払 6.5%

注) 1. 野々山丹後守通行は林家文書の次の史料による。
 ・①:「対州江御下向之外国御奉行野々山丹後守様御茶屋御昼休ニ付諸賄入目仕詰帳」御茶屋番・西村壮太郎 (632-03-03)
 ・②:「対州江御下向之外国御奉行野々山丹後守様御茶屋御昼休ニ付諸賄入目仕詰帳」御茶屋番・西村壮太郎 (632-03-02)
 ・③:「対州江御下向之外国御奉行野々山丹後守様御一同御賄仕出帳」町方 (外国吟味役・外国目付と合綴、632-02-01)
 2. 立田録助通行は林家文書の次の史料による。
 ・①:「対州江御下向之外国吟味役立田録助様御茶屋御昼休ニ付諸賄入目仕詰帳」御茶屋番・武波平兵衛 (632-02-02)
 ・②:「対州江御下向之外国吟味役立田録助様御茶屋御昼休ニ付諸賄入目仕詰帳」御茶屋番・武波平兵衛 (632-02-03)
 ・③:「対州江御下向之御勘定吟味役立田録助様御一同御賄仕出帳」町方 (外国奉行・外国目付と合綴、632-02-01)
 ・④:「対州江御下向之外国吟味役立田録助様御下宿仕出落之分」(632-02-04)
 3. 小笠原撰津守通行は林家文書の次の史料による。
 ・①:「対州江御下向之御目附小笠原撰津守様御茶屋御昼休ニ付諸賄入目仕詰帳」御茶屋番・西村壮太郎 (632-04-02)
 ・②:「対州江御下向之御目附小笠原撰津守様御茶屋御昼休ニ付諸賄入目仕詰帳」御茶屋番・西村壮太郎 (632-04-01)
 ・③:「対州江御下向之御目付小笠原撰津守様御一同御賄仕出帳」町方 (外国奉行・外国吟味役と合綴、632-02-01)
 4. 上記3通行の町方「御賄仕出帳」(632-02-01)によれば、献立は3通行とも「御上式汁五菜、御次巻汁五菜、酒・肴、御茶、生菓子等」。
 5. 入夫賃銀は、日雇・日雇頭・障子張・御用刃・料理人及び通いの賃銀。日別賃銀・増賃は表12の文久2年長崎奉行に同じ。
 6. 立田録助通行の供立分銭241匁は、注2の史料③銭145匁と④銭96匁の合計である。
 7. 銭の匁表示は80文銭、和市90文替。表14の注3参照。

銭相場、銀一匁〃九〇文)による銀換算で賄入目総額の一割に満たない(表14、六〇七%前後)ものであった。言い換えれば、本陣に使用した御茶屋関係の入口はほとんど無賃御馳走提供に等しいものであった。

このような休泊利用と「賄入目」負担は、表15に示した外国奉行一行、表16に示した長崎目付・勘定吟味役も同様であり、クラス(1)の幕府御用通行が常態として展開したものであった。

休泊経費を決定する一人分賄い料とそれによる献立の種類については、矢掛宿のような特権通行全体を対象に記録した史料は伝存していないが、小郡宿においても長崎奉行通行を中心とした設定であることに変わりはない。小郡宿では天明期以降、上・次とも賄い料の改定が行われているが、次分がむしろ抑制されているのに比べ、上分の賄い料は幕末期跋行的な高額設定となっている。

一人分賄い料は文久元年の外国奉行一行が最高額で上銭二五匁(八十文銭)、次銭五匁(表15)であった。これは前述のように藩命による最上級の扱いがなされたもので、この時だけの通行に終わった。長崎奉行は上銭二三匁、次銭四匁(表14、安政二・文久二)、長崎目付(表16、安政三・文久二)と勘定吟味役(同、

表16 長崎目付・勘定吟味役通行小郡宿昼休み「賄入目」収支

(単位:匁)

通行者	長崎目付・岡部駿河守		長崎目付・妻木源三郎		勘定吟味役・岡田安房守	
	入目額	摘要	入目額	摘要	入目額	摘要
御茶屋賄	18.16	1人銭20.44目	18.160	1人銭20.44目	18.160	1人銭20.44目
次(供立) 賄料	135.11	1人銭4匁×38人	105.000	1人銀3匁×35人	78.000	1人銀3匁×26人
ようかん	14.00	7人前 被立下分	18.000	9人前 被立下分	10.000	5人前 被立下分
計 ①	167.27		141.160		106.160	
諸人目	94.80	計45人+通い6人	71.450	計28.5人+通い6人	102.200	計41.5人+通い5人+左官
諸買物・借物損料	74.05	諸買物19件、損料12.1匁	30.870	諸買物15件、損料8.5匁	31.380	諸買物13件、損料9.3匁
人夫賄	12.32	計44賄	19.940	計42賄	20.060	計41賄
計 (イ)	168.85		122.260		153.640	
通行者払	3.13	宿礼金50疋 代銀9.4匁の3分の1立潰	3.133	茶代金50疋 代銀9.4匁の3分の1立潰	3.133	茶代金50疋 代銀9.4匁の3分の1立潰
木銭米代・旅籠料	18.16	上下54人・馬1疋分 銭1貫635文	29.278	上下59人分 銭2貫635文	17.300	上下36人分 銭1貫557文
計 (ロ)	21.29		32.411		20.433	
差引残 (イ)-(ロ) ②	147.56	不足	89.849	不足	133.207	不足
下宿賄入目	52.00	上1人銭10匁、次1人銭4匁 上下10人、上2人、下宿2軒	41.000	上1人銀7匁、次1人銀3匁 上下11人、上2人、下宿2軒	—	—
小人目付	64.00	上1人銭10匁、次1人銭4匁 上下10人、上4人、下宿2軒	53.000	上1人銀7匁、次1人銀3匁 上下11人、上5人、下宿2軒	—	—
供立	84.00	1人銭4匁×上下21人、下宿1軒	93.000	1人3匁×31人、下宿3軒	120.000	上1人銀7匁・次1人銀3匁 上下36人、上3人、下宿5軒
*18.50		馬1人立、馬宿1軒、計4人	15.000	馬2人立、馬宿1軒、計5人		
御番所立宿心付	[8.60]	表12に同じ。別立	8.600	御番所立宿心付、2軒	6.000	御番所立宿心付、2軒
計 ③	200.82	計銭218.5匁の代銀+8.6匁	210.600		126.000	
賄入目計 [(①)+(②)+(③)]	515.65	内、通行者払 4.1%	441.619	内、通行者払 7.3%	365.367	内、通行者払 5.6%

注) 1. 岡部駿河守通行は林家文書の次の史料による。
 ・①:「長崎江御下之御目附岡部駿河守様御茶屋御昼休二付御賄出帳」御茶屋番・秋元源太郎 (631-02-09)
 ・②:「長崎江御下之御目附岡部駿河守様御茶屋御昼休二付諸御入目帳」御茶屋番・秋元源太郎 (631-02-16)
 ・③:「御目附岡部駿河守様御下宿御賄出帳」町方 (631-02-17)
 2. 妻木源三郎通行は林家文書の次の史料による。
 ・①:「長崎江御下之御目附妻木源三郎様御茶屋御昼休二付御賄入目仕詰帳」御茶屋番・西村社太郎 (631-04-02)
 ・②:「長崎江御下之長崎より御帰府之御目附妻木源三郎御茶屋御昼休二付諸御入目仕詰帳」御茶屋番・西村社太郎 (631-04-01)
 ・③:「長崎江御下之御目付妻木源三郎様御賄出帳」町方 (5通行合綴, 631-03-01)
 3. 岡田安房守通行は林家文書の次の史料による。
 ・①:「長崎より御帰府之御勘定吟味役岡田安房守様御茶屋御昼休二付御賄入目仕詰帳」御茶屋番・西村社太郎 (631-03-09)
 ・②:「長崎より御帰府之御勘定吟味役岡田安房守様御茶屋御昼休二付諸御入目仕詰帳」御茶屋番・西村社太郎 (631-03-08)
 ・③:「長崎より御帰府之御勘定吟味役岡田安房守様御賄出帳」町方 (長崎奉行と合綴, 631-03-07)
 4. 人夫賃銀は、日雇・日雇頭・障子張・御用辺・料理人及び通いの賃銀。日別賃銀・増賃は安政・文久とも表12の長崎奉行に同じ。
 5. 銭の匁表示は80文銭、和市90文替。表14の注3参照。
 6. 岡部通行の*印は馬1疋飼料銭2.5匁を含む。

文久二)は上銭二〇・四四匁、次銀三匁(安政三年銭四匁)であった。クラス(1)の幕府御用通行の賄い料はいずれも上二人立の原則が崩れ、上分はほぼ相当額と考えられる次分の数倍以上であった。

献立は外国奉行一行についてのみ記されており、「御上式汁五菜、御次壺汁五菜、酒肴、御茶、生菓子等」(町方「御賄仕出帳」、林家文書六三二一〇二一〇一)で、文政四年の長崎奉行とほぼ同じであった。ということは、上分の高額賄い料には、宿料・食事賄いの外に外交的な思惑等が付加されていたのではないだろうか。

なお、勘定役普請役は、文政四年長崎奉行に同行した際の献立は上二汁五菜・次一汁五菜(表8)であったが、賄い料は安政二年の同行時には上銭一〇匁、次銭四匁(表14)であった。長崎目付に同行の徒士目付・小人目付も安政三年同額(表16)で、両通行ともクラス(1)よりランクは下げられている。いずれも小規模通行で単独通行が増えたことによるものであろうか、「賄入

表17 丸尾崎港の特権通行入目収支

費目	文久元9~10 長崎奉行・岡部駿河守 上り		文久21 外国吟味役・立田録助外 上り		文久23 熊本藩主・細川越中守 下り		
	入目	摘要	入目	摘要	入目	摘要	
飯米(石)	勤船	0.2400 0.0400	1艘 表乗1・舵取1・舸子6・手付2・鏡持1・片箱持1・ざる持1・御供1・水才料1・進物才料1 計16人 9.30~10.1 2日詰:32人×7.5合 増飯米 16人×2.5合	0.7200	1艘 表乗1・舵取1・舸子6・手付2・鏡持1・片箱持1・ざる持1・御供1・水才料1・進物才料1 計16人 1.13~1.18 6日詰:96人×7.5合	0.33750 0.03750	1艘 表乗1人・舵取1・舸子6・手付2・鏡持1・片箱持1・ざる持1・水才料1・御供1 計15人 3.24~3.26 3日詰:45人×7.5合 増飯米 15人×2.5合
	水船	0.3600 0.0600	12艘 2人乗・2日詰 48人×7.5合 増飯米 24人×2.5合	1.0800	12艘 2人乗・6日詰 144人×7.5合	0.27000 0.03000	6艘 2人乗・3日詰 36人×7.5合 増飯米 12人×2.5合
	漕船	0.5550 0.0925	9艘 4人乗・才料1 37人・2日詰 74人×7.5合 増飯米 37人×2.5合				
	瀬番	0.1500 0.0200	4艘 2人乗・2日詰 16人×7.5合 増飯米 8人×2.5合	0.3600	4艘 2人乗・6日詰 48人×7.5合		
	飛船	0.0450 0.0075	1艘 3人乗・2日詰 6人×7.5合 増飯米 6人×2.5合	0.1350	1艘 3人乗・6日詰 18人×7.5合		
	進物船			0.0900	1艘 2人乗・6日詰 12人×7.5合		
	山見	0.0300 0.0050	2人・2日詰 4人×7.5合 増飯米 4人×2.5合	0.0900	2人・6日詰 12人×7.5合		
	御用達船			0.1800	2艘 2人乗・6日詰 24人×7.5合	0.04500 0.05000	1艘 2人乗・3日詰 6人×7.5合 増飯米 2人×2.5合
	小計	1.5750 1.5188	新升	2.6550 2.5627	新升	0.72500 0.69913	新升
	番飯(石)	0.1550	印判31×5合宛 庄屋・部坂神兵衛4、三保友蔵6、水野秀伯5、畦頭・帳右衛門4、用達・武兵衛6、下触・茂吉6	0.3600	印判72×5合宛 庄屋代・初五郎6、浦年寄・三保友蔵18、水野秀伯6、畦頭・帳右衛門6、用達・武兵衛18、下触18	0.13500	印判27×5合宛 庄屋・部坂神兵衛3、年寄・三保友蔵7、畦頭・帳右衛門3、用達・武兵衛7、下触・茂吉7
計(石)	1.6738		2.92027		0.83413		
代銀(匁)	217.095	和市銀100目につき0.771石	378.764	和市銀100目につき0.771石	108.188	和市銀100目につき0.771石	
銀(匁)	明松	15.000	50帯	15.000	50帯		
	蠟燭代	6.000		6.500		5.800	
	進物薪	35.000	35把	35.000	35把		
	小計	56.000		56.500		5.800	
	進物代	23.250 27.600	肴代 活鱸大小20本 干物三折	40.000 12.800	肴代 鯛8枚3折 野菜干物		
小計	50.850		52.800		11.600		
銀合計(匁)	267.945		344.830		119.788		
3通行合計(匁)	819.297	米計5.4282石の代銀計704.047匁+銀計115.25匁					

注) 1. 本表は林家文書の次の史料による。
 ・文久2年閏8月「文久元酉年分 公料御役人様其外御通路諸入目帳」大庄屋・林勇藏(控、613-17)
 ・「御奉行様御帰府御登りニ付於丸尾崎御仕構被仰付舸子飯米・御番飯并蠟燭代払渡帳」庄屋・部坂神兵衛(621-02-05)
 ・「長崎御奉行岡部駿河守様御登於丸尾崎御仕構被仰付御進物肴代仕出帳」浦年寄・三保友蔵、庄屋・部坂神兵衛(631-02-06)
 ・「対州より御吟味役立田録助様・御普請役様其外海上御登りニ付於丸尾崎御仕構被仰付舸子飯米并御番飯・蠟燭代正入目帳」庄屋・部坂神兵衛(631-05-01)
 ・「御吟味役立田録助様其外様海上御登ニ付於丸尾崎ニ御仕構御進物肴代其外仕出帳」浦年寄・三保友蔵、庄屋・部坂神兵衛(631-05-02)
 ・「細川越中守様御下り於丸尾崎御繫船ニ付御仕向御勤被仰付舸子飯米并御番飯蠟燭代正入目帳」庄屋・部坂神兵衛(632-05-03)
 2. 進物代のうち肴代はいずれも準備した生魚の「仕替売払」による「相欠銀」である。

「目」はクラス(2)の一般の公料役人と同じ帳面で扱われ、宿は本陣や町屋を利用した(表21)。単独通行の賄い料は安政二年分は共通して上銭一二匁、次銭四匁(「公料御賄仕出帳」御本陣・三原屋助一郎、林家文書六一三―三六)、文久元年分は両者に格差が設けられ、前者は上銭九匁、次銭四匁、後者は上銀七匁、次銀三匁で、それぞれ茶菓子代銀二匁が加算された(表21)。献立は両通行ともに上一汁五菜・次一汁三菜のランクではないかと推測される。

丸尾崎港の海上通行分は「賄入目」ではなく「諸入目」のみで、安政二年分は表11の二通行(5・6)、文久元年分は表17に三通行を示した。陸路に比べ入目銀の規模は小さいが(長崎奉行二六八匁)、全くの無賃御馳走利用であった。進物は表示のように幕府御用二通行のみで薪と肴・野菜であった。明暦二年(一六五六)に南前(瀬戸内海に津出しのできる地域)所務代が命じた海上通行の「上使・長崎奉行」への御馳走は「水薪、所ニ有相たる野菜肴等」⁵³⁾であった。幕末に至るまで伝統的に受け継がれているが、表示の肴代は実は生魚の「仕替売払」の間欠銀である。表13によれば野菜の進物は陸路より手厚いものであった。「野菜干物」が歓迎されたのであろう。そして、幕府御用通行と参勤交代大名(熊本藩主)とでは、進物の有無や入目額等、歴然とした待遇の違いがあった。

3 幕末期の参勤交代大名通行

―「定法」適用通行と対象外通行―

次にクラス(2)の特権通行のうち参勤交代大名の「定法」による経費負担補償について検討しよう。

前述の決算書に記載された大名通行は、安政二年分(一八五五―五六)五通行(表11)、文久元年分(一八六一―六二)も同様五通行であった。ということは、「定法」の適用は小郡宿通行の参勤交代大名すべてを対象としたものではなかったということである。

そこで、実際に小郡宿を利用した大名について「人馬所諸入目帳」⁵⁴⁾や大庄屋「日記」⁵⁵⁾によって確認すると、表18のように、安政二年分一〇通行、文久元年分は一通行があった。これらの通行は小郡宿を休・泊利用し、かつ継送り人馬を使用した九州の参勤交代大名であり、例年これだけの大名通行数はあったということである。

一方、決算書に記載の大名は、表19に掲げたように、安政二年分は鹿児島藩隠居松平大隅守等の五通行、文久元年分は熊本藩主等の五通行で、いずれも四七万石以上の大藩(福岡、熊本、鹿児島)の大名と萩藩の支藩主(清末藩)であった。通行別の「入目帳」「入目仕詰帳」(表19に注記)から確認できるように、これらの定法適用大名はすべて御茶屋を本陣とした。

その他の大名は、表18のように御茶屋の利用はなく、すべて「津市」、具体的には本陣・三原屋を利用した。安政二・文久元年度の大庄屋「日記」はいずれも業務日誌で勇蔵ほか複数の勘場役人と見られる筆跡で記されているが、例えば文久元年一〇月一日肥前佐賀藩主通行は「松平肥前守様御登り本陣三原屋御昼休ニして御通行無

表18 参勤交代大名の小郡宿休泊利用（安政2年・文久元年分）

No	通行年月日	通行者			上下	休泊	本陣場所	御茶屋 入目帳	大庄屋「日記」記事
		国	藩	石高(万石)					
1	安政2. 10.10	肥前	佐賀藩主	35.7	松平肥前守 (鍋島直正)	上	休	御茶屋	4つ時着、9つ時出立
2	10.25	薩摩	鹿児島藩	72.8	松平大隅守 (島津斉興)	下	泊	御茶屋	7つ時御茶屋着
3	12.20	筑後	柳川藩主	10.9	立花飛騨守(鑑寛)	下	休	津市	三原屋昼休 4つ時着、9つ時出立
4	安政3. 2.24	肥後	熊本藩主	54.1	細川越中守 (斉護)	上	泊	御茶屋	御茶屋泊り、夕5つ時着、明6つ時出立
5	2.29	長門	清末藩主	1.0	毛利讃岐守 (元純)	上	休	御茶屋	昼休
6	3.6	筑後	久留米藩主	21.0	有馬中務大輔 (頼成)	下	休	津市	3.4先触到来
7	3.19	筑前	福岡藩	47.3	松平下野守 (黒田長知)	下	泊	御茶屋	3.14先触到来 御茶屋泊り、8つ時着、明6つ時出立
8	3.29	肥前	島原藩主	6.59	松平主殿頭 (忠愛)	上	休	津市	昼休
9	4.11	肥前	佐賀藩主	35.7	松平肥前守 (鍋島直正)	上	休	津市	記事なし
10	8.8	筑前	福岡藩主	47.3	松平美濃守 (黒田長湊)	下	泊	御茶屋	7つ半頃御茶屋着、泊り
1	文久元. 9.4	長門	清末藩主	1.0	毛利讃岐守 (元純)	上	休	御茶屋	4つ半時分御茶屋着、即刻出立
2	9.7	肥後	熊本藩主	54.1	細川越中守 (韶邦)	上	泊	御茶屋	9.3先触到来 当日記事なし
3	9.20	筑前	福岡藩	47.3	松平下野守 (黒田長知)	下	泊	御茶屋	御茶屋泊り、8つ半時分着、翌夜正7つ半時出立
4	10.1	肥前	佐賀藩主	35.7	松平肥前守 (鍋島直大)	上	休	津市	本陣三原屋昼休
5	10.9	肥前	小城藩主	7.3	鍋島加賀守 (直亮)	上	休	津市	記事なし
6	文久2. 4.1	筑前	福岡藩主	47.3	松平美濃守 (黒田長湊)	上	泊	御茶屋	川岡えにて暮方着、翌早朝出立
7	4.2	肥前	小城藩主	7.3	鍋島加賀守 (直亮)	下	泊	津市	本陣三原屋泊り
8	4.5	肥前	佐賀藩主	35.7	松平肥前守 (鍋島直大)	下	泊	津市	三原屋泊り
9	4.6	肥前	唐津藩主	6.0	小笠原佐渡守 (長国)	下	泊	津市	三原屋泊り
10	4.25	筑前	福岡藩主	47.3	松平美濃守 (黒田長湊)	下	泊	御茶屋	御茶屋泊り、翌暁7つ時出立
11	5.28	筑後	柳川藩主	10.9	立花飛騨守(鑑寛)	下	休	津市	津市昼休、はしか病人多し

注) 1. 本表は林家文書の次の史料による。
 ・安政2年分「人馬所諸入目帳」(642-10) 及び文久元年分「人馬所諸入目帳」(大宰料中、642-09)
 ・大庄屋「日記」(安政29-38、090-10) 及び大庄屋元「日記」(文久元.9-28、090-19)
 ・通行者別の御茶屋入目帳の有無は表19と照合した。
 2. 本表の大名通行は小郡宿に昼休み(休)または宿泊(泊)し、人馬所が継送りを取扱ったものである。
 3. 大名の石高(表高)・名前は『藩史大事典』(雄山閣)、『日本史総覧』(人物往来社)を参照した。石高の表記は上三桁。鹿児島藩松平大隅守は隠居、福岡藩松平下野守は藩主美濃守の後嗣。

御障相済候事」と記されている。これらは定法が適用されない対象外通行であり、「請払」のための入目帳は作成されなかった。

この事実から小郡宿通行の参勤交代大名もクラス分けされ、御茶屋の利用と経費の負担補償が区別されていたことは明らかである。

定法適用クラスの「諸入目」の内訳は、表20の熊本藩主泊り通行の事例で知られるように、御茶屋掃除、仮番所設置、障子・行灯の修繕、道具の出し入れ、借物取寄せ等の人夫賃銀と人夫賄料、紙・燃料(油・蠟燭・割木)・茶代等の細々した入用品と借物損料の経費で、幕府御用通行の「御茶屋諸入目」に相当する。

しかし、幕府御用通行と異なるのは雇人夫の中に料理人が含まれていないことで、食事賄いは一切なかったことが知られる。ということは、クラス(2)の「定法」適用による大名通行支給分は、常連の大藩大名への宿賃の無償提供を意味するものであった。

このような休泊賄いの提供に対し、いずれの大名も表19のように、宿札(名目は薪代・お茶代が多い)に加えて人夫への心付けを払った。宿札は幕府御用通行の倍額以上で、熊本藩主は最も高額の金三両二歩(二六三匁余)、福岡藩は金二〇〇疋(二三八匁弱)、清末藩は金一〇〇疋(一九匁弱)、鹿児島藩隠居は御茶屋番への下賜金(六二匁余)を含むもので熊本藩主に次ぐものであった。大藩の参勤交代大名は供立人数の規模も大きく(矢掛宿では五〇〇〜七〇〇人前後)、小郡宿の常連であることにもよる大名側の配慮であろう。

定法適用大名の「諸入目」の収支は、表示のように入目銀と下賜

表19 参勤交代大名通行小郡宿「諸入目」収支（安政2年・文久元年分）

（単位：匁）

通行年月日	上下	休泊	通行者		入 目		通 行 者 払		差引残り（間欠銀）	
					費目	入目銀	払	摘 要	残	摘 要
安政2.10.25	下	泊	鹿兒島藩 (72.8万石)	松平大隅守 (島津齊興)	26	179.430	247.250	宿礼5枚=215匁を1.15割倍にして	41.350	御茶屋修補請銀 へ請加
							21.330	内夫へ銭24匁、和市90文替		
							14.220	通いへ銭16匁、和市90文替		
							282.800	小計		
安政3.2.24	上	泊	熊本藩主 (54.1万石)	細川越中守 (細川斉護)	21	165.960	87.740	宿礼金3両2歩=銀263.2匁 3分の1を諸入目に立潰	78.220	御茶屋修補請銀 より払出
安政3.2.29	下	休	清末藩主 (1.0万石)	毛利讃岐守 (毛利元純)	12	43.320	6.270	宿礼金100疋=銀18.8匁	37.050	御茶屋修補請銀 帳より払出
安政3.3.19	下	泊	福岡藩	松平下野守 (黒田長知)	24	161.830	37.600	薪代金200疋、和市1両=75.2匁替	100.760	御茶屋修補請銀 より払出
							23.470	内夫12人・通い5人・灯方1人分 96銭・2貫200文、和市90文替		
							61.070	小計		
安政3.8.8	上	泊	福岡藩主 (47.3万石)	松平美濃守 (黒田長湊)	24	175.210	37.600	薪代金200疋、和市1両=75.2匁替	114.140	御茶屋修補請銀 より払出
							23.470	内夫12人・通い5人・灯方1人分 96銭・2貫200文、和市90文替		
							61.070	小計		
安永2年分 計						725.750			371.520	1通行平均74.3匁
文久元.9.4	上	休	清末藩主 (1.0万石)	毛利讃岐守 (毛利元純)	11	38.370	6.267	お茶代金100疋=18.83匁、和市90文替 3分の1を入目に立潰	32.103	
文久元.9.7	上	泊	熊本藩主 (54.1万石)	細川越中守 (細川韶邦)	21	200.800	87.733	宿礼金3両2歩=263.2匁、和市90文替 先例により3分の1を諸入目に立潰	113.067	
文久元.9.20	下	泊	福岡藩	松平下野守 (黒田長知)	17	176.520	37.600	薪代金200疋、和市1両=75.2匁替	115.450	3月晦日泊りのと ころ木田川出水 につき延引
							23.470	内夫1・通い・灯方へ 96銭・2貫200文、和市90文替		
							61.070	小計		
文久2.4.1	上	泊	福岡藩主 (47.3万石)	松平美濃守 (黒田長湊)	20	198.200	37.600	薪代金200疋、和市1両=75.2匁替	132.060	
							23.470	内夫・通い・灯方へ 96銭・2貫200文、和市90文替		
							5.070	前日産所方上下5人分木銭払い		
							66.140	小計		
文久2.4.25	下	泊	福岡藩主 (47.3万石)	松平美濃守 (黒田長湊)	19	157.340	37.600	薪代金200疋、和市1両=75.2匁替	96.270	
							23.470	内夫・通い・灯方へ 96銭・2貫200文、和市90文替		
							61.070	小計		
文久元年分 計						771.230			488.950	1通行平均97.8匁

注) 1. 本表は林家文書の次の史料による。

- ・「松平大隅守様御下り御茶屋御止宿ニ付諸御入目帳」御茶屋番・秋本源太郎 (6312-01-13)
 - ・「細川越中守様御登り御茶屋御泊ニ付諸御入目帳」御茶屋番・秋本源太郎 (632-05-01)
 - ・「毛利讃岐守様御下り御茶屋御昼休ニ付諸御入目帳」御茶屋番・秋本源太郎 (621-18)
 - ・「松平下野守様御下り御茶屋御泊ニ付諸御入目帳」御茶屋番・秋本源太郎 (632-07-01)
 - ・「松平美濃守様御登り御茶屋御泊ニ付諸御入目帳」御茶屋番・秋本源太郎 (632-06-01)
 - ・「毛利讃岐守様御登り御茶屋御昼休ニ付諸御入目仕詰帳」御茶屋番・西村壮太郎 (621-22)
 - ・「細川越中守様御登り御茶屋御止宿ニ付諸御入目仕詰帳」御茶屋番・西村壮太郎 (632-05-02)
 - ・「松平下野守様御下り御茶屋御止宿ニ付諸御入目仕詰帳」御茶屋番・西村壮太郎 (632-07-02)
 - ・「松平美濃守様御登り御茶屋御止宿ニ付諸御入目仕詰帳」御茶屋番・西村壮太郎 (632-06-03)
 - ・「松平美濃守様御下り御茶屋御止宿ニ付諸御入目仕詰帳」御茶屋番・西村壮太郎 (632-06-02)
2. 各藩の石高（表高）は『藩史大事典』（雄山閣）、藩主等の名前は『日本史総覧』（新人物往來社）を参照。
 鹿兒島藩松平大隅守は隠居、松平下野守（黒田長知）は福岡藩主松平美濃守（黒田長湊）の後嗣。
 3. 「和市」は相場の意、萩藩は銀通用で銀銭相場を「銭和市」という、和市90文替は銀1匁=銭90文。
 4. 銭の匁表示は80文銭（銭1匁=80文）をさす。例えば松平大隅守欄の銭24匁の銀換算は、 $24 \times 80 \text{文} = 1920 \text{文}$ 、銭和市90文なので、 $1920 \div 90 = 21.33 \text{匁}$ となる。
 5. 「九六銭」（くろくぜに）は江戸時代銭96枚を紐に通し輪にして封印した銭緋（ぜにざし）を100文として通用させた慣行。
 6. 鹿兒島藩隠居松平大隅守通行の残り銀は103.370匁になるが、6歩方62.02匁は「先例を以御茶屋番江被立下」たので、これを差し引いた残額になっている。

金の差引で行われた。宿礼金は和市（相場の意）銀替えにして福岡藩は全額、その外は先例により三分の一が入目に適用された。通行別の諸入目はクラス(1)の幕府御用通行と差はなかったが、差引残りと負担額（間欠銀）は一通行平均で安政二年分七四匁余、文久元年分約九八匁で、いずれも一〇〇匁以下であった。五通行を合計しても、安政二年分三七一・五匁、文久元年分四八九匁で、長崎奉行一通行分の「賄入目」（間欠銀）の四〇五割程度であった。

結局、小郡宿においても、定法適用の大藩大名の場合の食事賄い、及び定法適用対象外の大名の宿賃・食事費を含む休泊賄いについては、矢掛宿と同様に、宿割役人と宿駅

(単位: 匁)

表20 熊本藩主・細川越中守通行小郡宿「諸入目」内訳

費目	安政3.2.24 上り 泊		文久元.9.7 上り 泊		
	入目銀	摘要	入目銀	摘要	
御茶屋掃除 仮番所建納 障子・行灯取(張)繕い	27.50	13.5人×1人2匁	21.00	9人×2.3匁+増賃0.3匁	
当日 掃除内夫 小遣 道具出入 借物取寄	40.00	10人×2 夜詰 1人2匁	46.00	10人×2 翌朝仕舞迄 1人2.3匁	
当日御用辺2、日雇頭1	12.00	3人×2 夜詰 1人2匁	13.80	3人×2 翌朝仕舞迄 1人2.3匁	
通い	7.00	7人、1人1匁	7.00	7人、1人1匁	
小計	86.50		87.80		
障子・行灯取繕い用半紙	3.30	1束1状	2.28	半紙・手紙26帖	
奉書紙	0.40	2枚	—	—	
生麩	0.30	—	—	—	
草履	2.10	芥 [下] (げげ) 26足	2.80	35足	
柄杓	1.20	3本	0.60	小柄杓2本	
土びん	3.30	3つ	3.00	3つ	
きびほうき (黍帚)	0.60	2本	—	—	
竹箒	0.40	1本	—	—	
鹿野 (かの) 茶	1.30	—	2.00	—	
油	10.20	1.7升	18.00	2.0升	
蠟燭	3.00	130目	6.08	160目	
付木灯心	0.20	—	0.30	—	
油さし	—	—	1.40	2つ	
炭	7.85	沢炭22貫目	11.22	樫炭20貫200目	
割木	8.50	17把	4.80	大割木8把	
			6.00	小割木12把	
すくも	0.30	—	0.30	—	
茶碗	—	—	3.90	30	
雪平	—	—	1.20	1つ	
借物損料	16.50	—	15.2	—	
御茶屋絵図書調べ	2.00	2枚	—	—	
小計	61.45		79.08		
人夫脚	当日日本陣 御用辺・日雇頭・内夫 通い	18.01	計14人×3賄=42賄 夜詰6賄 通い7人×2賄=14賄 計62賄 1賄3.5合 計2.17斗 1升につき0.83匁替	33.92	計13人×3賄=39賄 通い7人×3賄=21賄 計63賄 1賄3.5合、計2.25斗 銀1匁につき6.5合替
合計	165.96		200.80		

注) 1. 本表は表19に注記した細川越中守の史料による。
 2. 御茶屋掃除は馬場筋、庭内、本門・裏門内外、座敷廻り拭き立、その他。

掛宿においても庭瀬藩庁の命で同様の扱いが行われ、その理由は註(34)で紹介した。

4 幕末期の公料・京家等役人通行

クラス(2)の幕府役人は、小郡宿では、勘定役普請役、徒士目付・小人目付等の幕府役人、豊後国日田代官所の西国筋郡代等の公料(幕府領)役人、宮家(門跡寺院等)・京家(公家)の役人通行であった。このクラスは一人〜一〇人程度の小規模通行で食事付きの旅籠形式による休泊賄いが提供された。目代二人と本陣三原屋が受け、それぞれ「賄[料]」仕出帳を作成した。宿は本陣を含む宿場津市の町屋が割り当てられた。延引等によるキャンセルは賄料の半額が違約料金として計上された。賄仕出帳はすべて伝存しており、通行数(延引等によるキャンセルを除く)は安政二年分(一八五五〜五六)七八、文久元年分(一八六一〜六二)一三二で、このクラスが最も多く、安政以降の増加も二倍近いものであった。

安政二年分の賄仕出帳は目代・源九郎二冊(一六通行)、目代・石井清作一冊(二四通行)、本陣・三原屋助一郎二冊(三八通行)で、賄入目額は合計一貫四三〇匁余(それぞれの賄入目は表11の8参照)、これに別帳で作成された二通行(表11の2石見漂着異国人付添浜田藩家中、3長崎与力一行)を加え、「払」総額の三八%余(一貫八一匁余)を占めた。

の交渉による相互契約に基づいた「相对相場による実費払い」によって行われたと考えられる。

なお、鹿児島藩については、萩藩においても他の大名と異なり幕府御用通行と同じく代官の送迎御馳走が行われていた(表11)。矢

表21 公料・京家等役人の小郡宿「賄入目」収支（文久2年分、目代・源九郎）

（単位：匁）

No	月日	通行者	賄入目					木銭米代・旅籠料払				差引残り (間欠銀)	宿		
			休泊	人数	上分	次分	計	1人分	人数	計	代銀				
1	9.3	長崎へ普請役	休	4	銭9	1	銭4	3	*23	28	4	112	1,244	19,422	古林治兵衛
2	9.3	石州銀山師	泊	2	5	2			10	100	2	200	2,222	7,778	鶴屋・勝藏
3	9.4	一橋殿内〔御三卿〕	休	6			3	6	18	40	6	240	2,666	15,334	福田屋・市蔵
4	9.7	京都分銅改所附御用	泊	2	6	2			12	56	2	112	1,244	10,756	大田屋・重右衛門
5	9.15	石州銀山師	休	1			3	1	3	28	1	28	0,311	2,689	福田屋・市蔵
6	11.2	高辻殿内〔半家〕	泊	2	6	2			12	夜半まで到着なし	酒賄料半方			6,000	上田屋・諸平
7	11.9	英国測量船乗組御用	休	5	7	1	3	4	19	28	5	140	1,555	17,445	工藤勘兵衛
8	11.9	英国測量船乗組御用	休	7	7	2	3	5	**25	28	7	196	2,177	24,823	長井才次郎
9	11.9	英国測量船乗組御用	休	7	5	2	3	5	25	28	7	196	2,177	24,823	原屋・五郎右衛門
10	11.9	英国測量船乗組御用	休	3	7	1	3	2	13	28	3	84	0,933	12,067	藤井屋・十兵衛
11	11.12	筑州香椎宮御贖物上京付添	泊	1			3	1	3	28	1	28	0,311	2,667	福田屋・市蔵
12	11.23	預り所豊後高松年貢銀上坂付添	休	4			3	4	12	28	4	112	1,244	10,756	大田屋・十右衛門
13	11.24	石州銀山師	休	2			3	2	6	28	2	56	0,622	5,378	福田屋・市蔵
14	11.25	石州銀山師	泊	2			3	2	6	28	2	56	0,622	5,378	福田屋・市蔵
15	11.27	西国筋郡代池田岩之丞・手代・家族共	休	5			3	5	15	28	5	140	1,555	13,445	大田屋・十右衛門
文久元9～11月分 計														178,761	
1	1.27	預り所豊後高松年貢銀上坂付添	休	4			4	3	12	到着なし	賄料半方被立遣分			6,000	大田屋・重右衛門
2	1.28	預り所豊後高松年貢銀上坂付添	休	4			4	3	12	28	4	112	1,244	10,756	大田屋・重右衛門
3	1.30	豊後より普請役	休	3	銭9	1	銭4	2	*19	到着なし	半方被立遣分			8,555	大田屋・重右衛門
3.6	3.1	森御殿内〔聖護院門跡〕	休	1			3	1	3	28	1	28	0,333	2,689	福田屋・市蔵
5	3.6	森御殿内〔聖護院門跡〕	休	2			3	2	6	30	2	60	0,666	5,334	福田屋・市蔵
6	3.7	晋羽御殿内〔林丘寺尼門跡〕	休	5			3	5	15	32	5	160	1,777	13,223	福田屋・市蔵
7	3.11	沢三位御殿内〔半家〕	休	3			3	3	9	28	3	84	0,933	8,067	福田屋・市蔵
8	3.12	小野御殿内	休	4			3	4	12	28	4	112	1,244	10,756	福田屋・市蔵
9	3.13	長崎会所役人	休	9			3	9	27	28	9	252	2,800	24,200	大田屋・十右衛門
10	3.24	石州銀山師	泊	1	6	1			6	56	1	56	0,622	5,378	中村屋・勘六
11	3.24	町尻御殿内〔羽林家〕	休	3			3	3	9					9,000	大田屋・十右衛門
12	3.28	四條御殿内〔羽林家〕	泊	1	6	1			6	56	1	56	0,622	5,378	上田屋・諸平
13	5.9	西国筋郡代屋代増之助・手附	休	6	7	1	3	5	22	28	6	168	1,866	20,134	原屋・五郎右衛門
14	5.9	同上普請役格、手代家族共	休	7	7	2	3	5	29	28	7	196	2,177	26,823	福田屋・貞兵衛
15	5.10	日野西御殿内〔名家〕	休	7			3	7	21	木銭米代米代払なし				21,000	浅屋・三右衛門
16	5.14	西国筋郡代屋代増之助・手附	休	8	7	1	3	7	28			258	2,800	25,200	原屋・五郎右衛門
17	5.14	同上・手代・家族共	泊	8	12	2	6	6	60	56	8	448	4,977	55,023	原屋・五郎右衛門
18	5.15	九條御殿内〔撰家〕	休	3			3	3	9			84	0,933	8,067	福田屋・市蔵
19	5.17	森御殿内〔聖護院門跡〕	休	2			3	2	6	28	2	56	0,622	5,378	境屋・忠兵衛
20	5.18	西国筋郡代屋代増之助・手附	泊	6	14	1	6	5	*46	56	6	336	3,733	42,267	原屋・五郎右衛門
21	5.19	持明院御殿内	休	7			3	7	21	木銭米代米代払なし				21,000	原屋・五郎右衛門
22	5.23	小森典兼頭御殿内	休	5			3	5	15	木銭米代米代払なし				15,000	大田屋・十右衛門
23	5.25	森御殿内〔聖護院門跡〕	泊	2	6	2			12	到着なし	半方被立遣分			6,000	境屋・忠兵衛
24	5.27	高丘御殿内〔羽林家〕	休	11			3	11	33					33,000	大田屋・十右衛門
25	7.7	〔肩書記載なし〕長崎へ	休	9	7	1	3	8	31	28	9	252	2,800	28,200	工藤勘兵衛
文久2.1～7月分 計														416,428	
1	7.29	長崎役所付	休	3	5	1	3	2	11	28	3	84	0,933	10,067	大田屋・重右衛門
2	閏8.1	長崎へ普請役	休	3	銭9	1	銭4	2	*17	28	3	84	0,933	16,178	大田屋・重右衛門
3	閏8.7	長崎奉行支配調役並	休	10	5	2	3	8	34	28	10	280	3,111	30,889	長井才次郎
4	閏8.7	富小路殿内〔半家〕	泊	3	10	1	6	2	22	56	3	168	1,866	20,134	大田屋・重右衛門
5	閏8.11	中園殿内〔羽林家〕	休	4	5	1	3	3	14	28	4	112	1,444	12,667	大田屋・重右衛門
6	閏8.13	錦小路殿内〔半家〕	休	3	5	1	3	2	11	28	3	84	0,933	10,067	大田屋・重右衛門
7	閏8.13	高丘殿内〔羽林家〕	泊	6	10	1	6	5	40	50	6	300	3,333	36,667	大田屋・重右衛門
8	閏8.18	長崎より勘定役	休	5	銭9	1	銭4	4	*27	28	5	140	1,555	22,667	工藤勘兵衛
9	閏8.18	長崎より徒目付	休	5	7	1	4	3	*21	28	5	140	1,555	19,445	藤井屋・重兵衛
10	閏8.18	長崎より小人目付	休	5	7	2	3	3	*25	28	5	140	1,555	23,445	大田屋・重右衛門
11	閏8.18	長崎より徒目付	休	4			3	4	12	28	4	112	1,244	10,536	鳥屋・長右衛門
12	閏8.21	裏辻殿内〔羽林家〕	休	3			3	3	9	28	3	84	0,933	8,068	福田屋・市蔵
13	閏8.23	本丸御用親世三郎門人	休	1			3	1	3	28	1	28	0,311	2,689	福田屋・市蔵
14	閏8.24	西国筋郡代屋代増之助・手代	泊	6	銭20	1	銭10	5	**60	56	6	336	3,733	56,667	大田屋・重右衛門
15	閏8.27	長崎より普請役	休	3	銭9	1	銭4	2	*17	28	3	84	0,933	16,178	大田屋・重右衛門
文久2.閏8月分 計														296,364	
賄入目（相欠銀） 合計														891,553	

- 注) 1. 本表は林家文書の次の史料による。
・文久元年9～11月「公料御役人様其外様御賄料仕出帳」目代・源九郎 (613-26)
・文久2年1～7月「公料御役人様其外様共御賄料仕出帳」目代・源九郎 (613-27)
・文久2年閏8月「公料京家御役人様方御賄料仕出帳」目代・源九郎 (613-28)
2. 通行者の人名は省略した。
3. 公家の家格、門跡寺院等で判明したものは〔 〕内に補記した。
4. 上下の人数内訳が記されていないものは、1人分賄い料の額でいづれかを区別した。
5. 「賄入目」欄の*印は茶菓子代銀2匁が加算されているもの、**印は合計が合わないが史料の表記に従ったもの。
6. 銭の匁表示は80文銭、和市90文替、表14・19の注3参照。

文久元年分の賄仕出帳は目代・源九郎三冊（五一通行）、目代・石井清作二冊（四九通行）、本陣・三原屋助一郎三冊（三二通行）で、賄入目額は合計三貫四一七匁余、外に三一匁（決算書記載）が加わり、「払」総額の二四％であった。⁵⁷

これらのうち通行者の顔ぶれが比較的揃い、年間を通じて記帳がよく整っている文久元年分の目代・源九郎のものを表21に示した。

表示のように賄い料は区々で「定法」は把握しにくい。勘定役普請役、徒士目付・小人目付は前述したのでこれを除くと、次一人分の基準は三匁、上は五〜七匁でほぼ二人立の範囲、「木銭米代」は原則としてクラス(1)の幕府御用通行と同額で、一人分昼休み二八文、泊り五六文を上下の区別なく人数分について支払ったといえる。一部に次六匁、上一〇〜一四匁、次銭一〇匁（八〇文銭、銭和）市九〇文替え、銀九匁弱）、上はその倍額という通行もある。なかには無賃御馳走利用の通行者もあった（三通行）。宿駅が通行者の要望に応える形の対応が行われたようである。

結局、このクラスの入目銀（間欠銀）は安政二年分が「払」総額の三分の一強、文久元年分は四分の一で、前述のクラス(1)と合わせると、幕府御用通行による負担額は全体の八〇〜八三％に達した。

おわりに

本稿は林家文書の小郡宿史料群がもつ特性に着目して萩藩の主要

な宿駅の一つである小郡宿の休泊機能と経費負担の問題について、天明から幕末期について考察を試みた。その結果、筆者の理解では、萩藩領の本藩宿駅は萩藩の宰判制度のもとで運営される「宰判宿駅」ともいべき山陽道の他の宿駅とは一線を画する性格のものであった。「宰判宿駅」の特性は、宿駅の公的な基本施設が宰判の役所である勘場の所在地に整備され、運輸（継送り）・通信（継飛脚）・休泊の主機能が、宰判の組織機構によって実行される、いわば輸送機関として運営されたことにある。

とりわけ特権通行の継送りと休泊による高額経費の負担補償は、宿駅機能の維持に必須の課題であった。本稿は、その手立てとして天明七年に実施された藩庫支弁による休泊経費負担補償の定法化、⁵⁸及び寛政期の郡村費負担システムを組み込んだ定法の改定と固定化を明らかにすることができた。このような宰判への経常費補償と大庄屋「請払」決算による運用は、「宰判宿駅」を支える財政システムの構築ともいえるのではないだろうか。

林家文書の小郡宿史料群はそのような宿駅運営を保證された大庄屋職の活動により生成・授受・保管されたものがほとんどを占める。そして、それらの個別通行事例の分析によれば、通行者が特権行使によって展開した休泊の実態は、定法の方針に即して幕府御用通行と諸侯通行とに大別されるいわば特権通行類型に相応したもので、山陽道の矢掛宿におけるものと本質的に変わりはなく、そこに法則性ともいえるものを見出すことができた。休泊経費（間欠銀、間銀）

補償の定法化は、特権通行による宿駅の経済負担を構造的に決定するものでもあった。

今後、小郡宿以外の宰判宿駅についてもこのような定法の適用が検討されることにより「宰判宿駅」の全体像が明確になるであろう。小郡宿は昼休みの利用が多いこともあり、泊り宿であった船木宿のような膨大な赤字累積額に悩む事態は避けられたようであるが、赤字不足額解消のための手だては宰判大庄屋の責任であり、さまざまな臨時救済策が実行された。⁵⁹⁾

文久三年（一八六三）以降の変化（表10）は、文久二年閏八月幕府による参勤交代制の緩和（三年一回出府、大名妻子の帰国許可等）、それに同三年四月萩藩府の山口への移転、五月からの攘夷戦という「異変」によるものであった。宰判宿駅は激増する藩内通行輸送負担を余儀なくされ、元治元年（一八六四）にはついに小郡宿の財政再建（「仕組立」）が図られることになった。⁶⁰⁾

本稿の課題は、この小郡宿の維新期の宿駅財政と経費負担問題について幕末維新期にいたる継送りの問題を含めて検討を行い、宰判宿駅の機能の変化と大庄屋による「宰判宿駅」運営の全体像に迫ることである。

最後に、本稿の作成にあたり貴重な御教示をいただいた田中誠^二、木部和昭両教授、及び地域文献の調査等で多大の御支援をいただいた山口大学図書館司書の皆さんに深謝申し上げます。

註

(1) 田中誠^二「近世前期の山陽道」『山陽道 歴史の道調査報告書』（一

九八三年、山口県教育委員会）、二二二～二二九頁。

(2) 小川国治「近世後期の山陽道」、同前、三〇〇～三二六頁。

(3) 中野美智子「林勇藏家の歴代履歴と累積文書について―林家文書目録データベースによる再見―」『やまぐち学の構築』第七号、二〇一一年三月、六五～一〇〇頁。

(4) 同前、拙稿において筆者は一〇代林勇藏の大庄屋就任以降の履歴史料のうち、役職・職務の任免に関する萩藩の辞令を「沙汰書」と表記したが、山口県文書館の御教示により「書下」（かきさげ）に訂正する。

(5) 林家文書の旧来の分類と同文書目録データベースの「史料構成」については次の論文に詳しい。

木越みち「地域史料の情報公開に向けた近世文書目録のデータベース化について―山口大学図書館所蔵林家文書を事例として―」『大学図書館研究』九二号、二〇一一年八月、一六〇～二六頁。

なお、「史料構成」の凡例は、山口大学図書館「近世・近代庶民史料データベース」の「林家文書」にリンクされている。

(6) 藤澤晋『近世封建交通史の構造的研究』（一九七七年、福武書店）。藤澤氏急逝により学位論文の遺著出版となった。編のタイトルに構想が示されている。

第一編 幕府による通行規制の形成と展開

第二編 山陽道における特権通行量とその継送り施設ならびに継送り形態

第三編 山陽道における特権通行の人馬使用形態と出役人馬割賦賃

銭、ならびに継送り側の経済的負担の構造

(7) ①藤澤晋・中野美智子「近世封建交通の展開構造について(その

1) — 朱印人馬無賃通行類型を中心として — 『研究集録』(岡山大学教育学部) 第三一号、一一九〜一三八頁、「同上(その2)

— 證文人馬無賃通行類型 — 『同上(その3) — 御用人馬御定賃銭通行類型 — 『同上』 第三二号、一九七一年九月、七一〜九二頁、九三〜一一八頁。藤澤前掲書第三編に収録された。

②中野美智子校注「宿方御休泊留」原田伴彦ほか編『日本都市生活史料集成 八 宿場町篇』(一九七七年、学習研究社)、四九三〜五七八頁、及び「解題」、一八〜二三頁。

③中野美智子「山陽道と矢掛宿」『矢掛町史 本編』(一九八二年、矢掛町)、第五章第六節、六二三〜八四四頁。

(8) 前掲註(3)、表1「林家履歴—4代林文左衛門—10代林勇蔵の庄屋時代」(七一〜七二頁)、及び表2「林家履歴—10代林勇蔵の大庄屋就任以降—」(七七〜七九頁)、参照。

(9) この袋入史料は連番が付された四件の史料で構成されている。そのうちの「津市宿諸村江引請候歎願控」及び二の「津市宿表方仕詰」が、昭和一四年山口県史編纂所により「謄写」され(奥書によ

る、一冊に合綴された(県史編纂所史料一五二)。前掲註(2)においてその一部が紹介されている。

(10) 林勇蔵の「諸郡勸農方大庄屋」就任期間は、明治二年(一八六九)七月〜五年四月、前掲註(8)、表2、参照。

(11) 『宇部市史』(一九九二年、宇部市)、第六章第二節「丸尾崎港」、九二〇〜九二六頁

(12) 前掲註(3)、八八〜八九頁、表5「小郡勘場諸役人の基本手当」(文久三年分)、参照。

(13) 石川卓美編『山口県近世史要覧』(一九七六年、マツノ書店)、一六〜一七頁、「当職役」(とうしよくやく)は萩藩常置の重職で、国務最高の執政者としての実権を握っていた。

(14) 椋梨半兵衛直方、安永三年(一七七四)一〇月二八日〜天明六年(一七八六)八月一九日当職裏判役。石川淳彦著『萩藩職役人名辞典』(二〇一〇年、著者刊)、参照。

(15) 兩人所は、前掲『山口県近世史要覧』、五七頁、「蔵元兩人役」(くらもとりょうにんやく)と考えられる。藩の経費一切に関する事務を担当した。兩人役の名称は、当職のもとに常に二五〇石以下の大組の士二人が任命されたことに由来する。また、四八頁、「勘渡」

の項によれば「御仕渡」は萩藩の藩庫の支出用語で、藩の各部局、ここでは代官所の運営のために支出または貸与される公費をいう。

(16) オランダ商館はオランダ東インド会社の日本支店で寛永一八年(一六四一)平戸から長崎出島に移され長崎奉行の管轄下に置かれ

た。オランダ商館長はカピタンとも呼ばれ、江戸に上つて將軍に拝謁（拝礼と献上）した。寛文元年（一六六一）以降は旧曆正月に長崎を出発、三月朔日前後に拝謁を命じられたが、寛政二年（一七九〇）からは四年に一回となった。『国史大辞典』第二卷（一九八〇年、吉川弘文館）「オランダ商館長江戸参府」の項、及び第三卷（一九八二年）「カピタン」の項、参照。

田中誠二『近世の検地と年貢』（一九九六年、塙書房）、第七章「萩藩年貢一紙の研究」、三〇九～三一〇頁、表（10）「享保二〇年分小郡宰判蔵入請払一紙」の「米方払」の項目に「長崎奉行オランダ人通路 一・三四五七石」がある。

(17) 前掲註(12)に同じ。

(18) 田中誠二「萩藩郡村費の研究」、前掲註(16)『近世の検地と年貢』、第八章、三二九～三八五頁。

(19) 同前。天明六年の「仕組」は「地下向成立」を理念とし、それを危機に陥れている郡村費を減少させる目的で、「寄せ宰判」といわれる代官所（勘場）体制の改変と郡村費の仕法替を柱とした。

後者は「郡配当仕法帳による延米（領主取り分・郡配当（郡費）・弥延払定法（村費）の定法化を伴う一括管理方式」で、萩藩郡村費「合理化」の到達点を示す。村が延米を算用し、勘場（宰判役所）から郡配当の請求をうける状況から、延米を郡配当仕法帳ですべて管理し、弥延払定法（村費）さえも形式上は勘場（大庄屋）から払い渡される方式へ移行させる、村から郡（宰判）への算用主体の移行が

行われた。近世中期以降の藩役人（とりわけ勘場手子）削減と村の自治の進展を根底とした改革であった。

(20) 同前、三六五頁、「天明六年仕法替」の際に郡配当仕法帳、勘場小貫仕法帳、弥延払定法帳、小貫定法帳の四種類の基本帳（大印帳ともいう）が作成され「請払」が行われた。奥書に庄屋・畦頭・証人百姓の連署、大庄屋・算用方の中判、代官の奥判があり、代官の認可をうけて徴収される「御用印帳」であった。

(21) 藤澤前掲書、①第三編第一章「朱印人馬無賃通行類型」、六〇三～六四八頁、この類型の個別通行は巡見使、上使、奉幣使、遊行上人、公儀日付通行、②第二章「証文人馬無賃通行類型」、六四八～六八八頁、この類型は勘定方普請方通行、③第三章「御用人馬御定賃銭通行類型」、六八九～七五八頁、この類型は長崎奉行、御銀・代官通行である。このうち本稿表5の1（最上クラス）に区分された上使は將軍の命を伝える使者で、矢掛宿では宝曆九・明和六年に石見浜田藩へ城受取りのため往来した供立一一〇人程度の事例がある。特権通行最上位の「朱印人馬無賃通行」類型の人馬使用上の特権は、將軍の朱印状により許可された人馬数までは無賃、これをこして使用の人馬も御定賃銭という二重の特権が認められていた。

なお、「勘定方普請方」の表記は、本稿では林家文書で多用されている「勘定役普請役」を用いた。

(22) 同前、第二編第一章「特権通行の山陽道通行量」、三一九～四一六頁。

- (23) 前掲註(7)の③、八三〇～八三二頁。典拠は「徳川実紀」第二編(『国史体系 新訂増補』第三九卷)、「徳川禁令考」巻五二(『同上』前聚第六帙)、「中山道宿村大概帳」、「五駅便覧」所収の高札。寛政七年(一七九五)卯正月「木賃之覚」(『五駅便覧』一九三八年、国際交通文化協会、六五頁)は勘定奉行・根岸肥前守(天明七年七月一日)寛政一〇年一月一日)が東海道に触れたもので、「木賃米代之儀は、木賃は上老一人泊り三拾五文・一昼拾七文、下老一人泊拾七文・一昼八文宛、米代之儀は上下共一泊五合・一昼二合五勺之割合ニ而、所相場を以て相払候筋ニ有之候」とある。
- (24) 前掲註(1)において山口県文書館所蔵の「享保元(一七一六)丙申七月松「平」薩摩守様為御参勤御国中陸路就御旅行御代官中より注進之事」(『大記録』二二五)により鹿兒島藩主参府通行が、註(2)において同館所蔵「幕府目付役徳山九(五)兵衛長崎往返一件」により天保八年(一八三七)六～七月の公儀目付下り通行が考察されている。公儀目付は朱印人馬無賃通行類型で、補佐役の徒目付・小人目付(証文人馬無賃通行類型)と同時通行であった。
- (25) 前掲註(1)、二五頁。
- (26) 『周東町史』(一九七九年、周東町役場)、三三八～三四一頁。本陣は元禄七年(一六九四)から相川家が勤め「相川本陣」と呼ばれた。脇本陣は初めは金屋、明和年間(一七六四～七一年)から幕末にかけては山本家(沖の山本)が勤めた。
- (27) 前掲註(25)に同じ。萩藩の「天下御荷物送」「御状箱送り」の内容(山口県文書館蔵「大記録」、万治四年)が示されている。なお、小郡宰判では津市(小郡宿)の外に山陽道沿道に位置する陶市、嘉川市、岩淵市、台道市の市町が「天下御物送り其外無賃之御用物等小継之場所」(『防長風土注進案』)としてこの役を勤め、人夫賃米として計「米拾六石」を郡配当米から支給されたが、不足赤字分について例年郡配当からの補償を必要とした(小郡宰判「郡配当請払帳」外)。
- (28) 藤澤前掲書、第一編第一章第五節「寛政期の幕府御用三通行類型」二「証文人馬無賃通行類型の構成」、八一～八八頁。
- (29) 前掲註(12)に同じ。
- (30) 同前。
- (31) 岡田悟「毛利藩における三田尻御茶屋について」『日本建築学会計画系論文報告集』第四四四号、一九九三年二月、二二七～二三七頁。
- (32) 小郡宿の宿駅諸施設については、前掲『山陽道 歴史の道調査報告書』に、嘉永四年(一八五二)五月の「小郡御茶屋図」(二二二頁)、「小郡津市天下御物送場御番所図」「同御手子屋敷」(二二三頁)の詳細図面がある。勘場図面は文化九年(一八一二)の差図がある(前掲註(3)、九八頁、註(4)、参照)。
- (33) 前掲『山口県近世史要覧』、一五三頁、「本陣」の項。
- (34) 岡田悟「毛利藩における宮市宿本陣兄部家について」『日本建築学会計画系論文報告集』第四五四号、一九九三年二月、一七三～一八〇頁。萩藩の御茶屋・本陣・勘場等の公的施設を建築学的に考

察した岡田論文は計二三編（一九九三～二〇〇五年）にわたる。

(35) 前掲註(7)の③、七八四～七九五頁、「本陣」、参照。

(36) 渡邊和夫編『山陽道矢掛宿本陣石井家「御用留帖」』(二〇〇九年、

矢掛町)において全冊翻刻された。

(37) 前掲註(7)の③、図1「山陽道の近世ルートと宿駅の休泊利用状況」(別冊収録)、参照。

(38) 前掲『萩藩職役人名辞典』、参照。

(39) 前掲註(1)、一七七頁。

(40) このうち、本文で述べた天明七年(一七八七)一〇月長崎奉行・水野若狭守通行の人馬使用は、矢掛駅目代・問屋が庄屋中に宛てた「村々出人馬賃錢渡帳」(矢掛宿本陣石井家文書)によれば八六九人・馬九八疋、矢掛町及び定助郷・大助郷村々からの出役人馬に対する通行者の支払いは幕府規定の御定賃錢支払いのみで、人足一一一人分・一三%弱、馬三四疋分・三五%弱であった。

(41) 天和三年(一六八三)四月二五日の当職役毛利外記の指示は「御伝馬駄賃馬の分有之事ニ候得共、駄賃錢払可申と於申ニハ請取せ可被申、此方より駄賃錢の事申ニハ不及候、此段目代共え能々可被申聞事」(山口県史料 近世編 法制下、四四八頁)というもので、特権通行の人馬賃錢支払いに関する唯一のものである。

また、萩藩主領内通行の「御上下之節人馬賃銀の事」(『四冊御書付』三ノ巻「地下諸沙汰記 明和三年」所収)によれば「三田尻高森之間」(宮市宿―高森宿)の人馬は「其才判(室)より罷出」、つまり山陽道通行

は「宰判切(室)」で継送り、出役人馬は「古法之賃銀」(人足八十文錢五匁、馬同一〇匁)を支給(「被立下」)されたが、財源は「諸郡御蔵入・給領惣現高に割付出銀被仰付候」というものであった。

(42) 前掲註(1)、二六～二八頁、享保元年(一七一六)の鹿兒島藩主參勤通行は、吉田宿で一、五二八人・馬二一九疋の長崎奉行を上回る大規模人馬使用をしたが、宿駅側の受領は宿札にあたる下賜金のみであった。

藤澤前掲書(七六八～七七四頁)によれば、鹿兒島藩主は庭瀬藩領矢掛宿において大名としての規制に準拠せず、長崎奉行に準じた人馬使用を展開した。その要因として享保一四年(一二二九)の將軍家と島津家の婚姻関係による「家門」、さらに天明元年その関係の一段の濃密化によることが指摘されている。

(43) 前掲註(13)、四〇～四一頁、「駕籠建場」(かごたてば)の項。前掲『山陽道 歴史の道調査報告書』の「四 山陽道の現状」に、これに相当する地点が紹介されているものがある。

(44) 藤沢前掲書、四七六～四七七頁。また、三〇一～三〇二頁掲載の文政一二年(一二二九)「船木代官・高橋五「七」兵衛」(高橋七兵衛保定、文政一〇年九月三日～一三年八月三日船木代官、前掲『萩藩職役人名辞典』、参照)の「演説」に、「宰判舟木、大公儀御役人方其外通路入目米定法七拾七石九斗九升五合宛被立下」とある。

この大庄屋願書と代官演説は、長崎奉行をはじめ幕府御用通行は従前海上通船勝ちで定法支給米により「且々相調(あつがう)」えてきたが、文

化一三年（一八一六）頃から陸路勝ちになり、泊りの多い船木宿は莫大の不足額累積を抱え、貸米や郡配当による増額を願ったものである。

(45) 安政二年分（林家文書六一〇—一〇七）は「一同（米）拾式石 右大公儀御役人様方并御大名様方御通路入目ニして定法被立下、公料米帳受払江被仰付分」とある。

(46) 浦別支給額は阿知須浦八九・六三匁、岐波浦二〇〇・四三匁、床波浦一四三・四匁、秋穂浦四四・八一匁、大海浦一七・八一匁、且浦二七・七二匁の定額であった（安政二年分「吉敷郡小郡御宰判御藏入・御撫育方・給領郡配当請払帳」林家文書五二〇—一九、外）。

(47) 前掲註（18）に同じ。

(48) 前掲註（3）、八五頁、及び註（59）、又野誠氏の解説に基づいている。

(49) 長崎目付は長崎奉行の補佐・監査役として長崎に派遣された。勘定吟味役は幕府勘定所の監査役で長崎に出張したものである（表16）。大石学編『江戸幕府大辞典』（二〇〇九年、吉川弘文館）、参照。

(50) 前掲『国史大辞典』第三卷、「外国奉行」の項。

(51) こんにゃくを煮沸した石灰水の中に入れ、凝固したものを寒夜屋外で急速に凍らせたもの。精進料理や汁物、白あえ、煮つけなどに用いた。『日本国語大辞典』第二版、第五卷（二〇〇一年、小学館）、参照。

(52) 銭表示で単位が匁で表記されたものは八〇文銭（銀一匁＝八〇文）をさす。この場合の銀価は一旦通用銭に換算したものを銀銭相場（銭

和市）で除して算出される。銭二五匁の銀換算は、二五×八〇文＝二〇〇〇文、銭和市九〇文（銀一匁＝銭九〇文）であるから、銀価は二〇〇〇÷九〇＝二二・二二匁となる。

(53) 前掲註（1）、二九頁。

(54) 安政二年分・文久元年分のもは、小郡宰判の地方役人が担当した「大宰領」役が通行ごとに「覚」を作成し、宰判に配属された藩の下役人「見届手子^{てじ}」が奥書をしている。継送りを取扱った人馬所の諸入目で、内容は半紙・手紙、筆・墨、蠟燭・炭、人馬所茶代であった。安政二年分は計二三通行、一四三匁六分で、目代・源八と石井清作が受けた。文久元年分は目代・石井清作受けて計六五通行、三四六匁三分五厘であった。継送り人馬賃銀に関する記録は一切記されていない。

(55) 前掲註（3）、七九～八二頁、「2 勘場役人の歴任と日記史料群」及び「表3 林勇蔵の公職に関する日記史料群—大庄屋就任以降—」、参照。

(56) 山陽道備中矢掛宿の例は、前掲註（7）の③、八三四～八四四頁、「(三) 定宿の参勤交代大名の休泊、宿割から出立まで—萩藩主の場合—、相对相場による実費払い」、参照。

前掲註（7）の②、「宿方御休泊留」によると、矢掛宿は萩藩主（三六万九千石余）の定宿で、供立六〇〇～七〇〇人、馬一〇～二三疋、本陣と下本陣（脇本陣）を使い、下宿六〇～六七軒、馬宿三～四軒に及ぶ長崎奉行の二倍余の大規模宿泊であった。藩主到着二日前に

関札役・宿割役兼帯の役人が来て、席札の受渡しとともに本陣の席割と下宿割を行い、本陣亭主と交渉して旅籠代を決めた。安永八年三月一三日泊り通行の際の献立は一汁三菜、朝夕二食付きの旅籠代は一人一四三文（一人二食米五合分の白米値段三〇文）、本陣の食事賄い三六人分は本陣が料理人と手伝いを雇い、本陣亭主の使用人（下代）ともに四人で用意した。

(57) 依拠史料と賄入目額は、①目代・石井清作分、「公料御役人様其外「様」御賄仕出帳」（林家文書六一三―二四〇二五）、計一貫七八匁一厘、②本陣・三原屋助一郎分、「公料御役人様其外様御賄「料」仕出帳」（同六一三―二九〇三〇）、計一貫四四七匁九分二厘一毛、③目代・源九郎分は表21に表示の八九一匁五分五厘三毛で、①～③の合計額は表10の決算書（同六一三―一七）に記載の三貫四一七匁四分八厘四毛であった。

(58) 藤澤氏は、註(44)の史料の検討に基づいて、萩藩では、通行者支払賃銭が過小で継送り出役人馬への間銀支給額が多額に上った幕府御用通行における継送り人馬間銀補償として、年々一定額の「通路入目米」支給制がとられ、間接的に出役人馬への補償がなされた」と結論している。藤沢前掲書、第二編第二章第四節「山陽道の宿駅に対する地子免除と継飛脚給米」、四七五～四七九頁。

(59) 小郡宿休泊経費（間欠銀）の臨時救済策始末例として、安政四年（一八五七）十二月付「公料御役人御通路諸入目公米銀立其外正仕詰請払帳」（林家文書六一三―一六）がある。これによれば安政三年四

月の長崎目付岡部駿河守昼休み諸入目（表11）のうち四六二匁余、安政三～四年の臨時四通行諸入目、及び丸尾崎海上通船諸入目（表11安政三年四月長崎目付浅野一学分を含む三通行）を加えた計三貫八七四匁余が「公米銀立」として貸付けられた。しかし、その「請払」は安政五年以降「後勘請」として毎年五朱の利銀が付加されて繰り越しとなり、結局累積四貫四五三匁余が文久三年（一八六三）暮に「郷学校修甫帳江弘渡」により「払切」となった。

(60) 前掲註(9)の山口県文書館史料、及び本稿の「大庄屋職と伝存史料」に掲げた林家文書の文久三～明治二年の史料。これらについての具体的な検討は今後の課題としている。